

第8章 飛鳥時代（崇峻天皇から白村江の戦いまで）

① 飛鳥時代

(1) 飛鳥時代

飛鳥時代というのは一般には推古天皇の治世(593年～628年)から大化改新(645年)までをいうが、時代を下げて天智天皇の治世(662年～671年)までを飛鳥時代とすることもある。また、さらに時代を下げて平城遷都(710年)までを飛鳥時代とする説もある。あるいは、推古天皇の即位が593年で、平城遷都が710年なので、飛鳥時代を「七世紀の時代」と考えることも可能である。飛鳥時代には遣隋使と遣唐使の派遣、聖徳太子の政治、大化改新、白村江の戦い、壬申の乱などがあり激動の世紀であったと言える。ここでは、推古天皇即位前から大化改新までのおよそ半世紀を一つの時代としてみていくことにする。

推古天皇の豊浦宮と小墾田宮、舒明天皇の飛鳥岡本宮、皇極天皇の飛鳥板蓋宮、齊明天皇の川原宮と後飛鳥岡本宮、天武・持統天皇の飛鳥浄御原宮などはいずれも飛鳥の諸宮と言われるが、具体的に「飛鳥」とはどの範囲をいうのだろうか。現在では、高市郡明日香村を「あすか」というが、古代の「飛鳥」の範囲については、岸敏男氏(1970年)が、飛鳥の範囲を、「岡本宮・板蓋宮・川原宮・後岡本宮・浄御原宮を含む香具山以南、橘寺以北の主として飛鳥川右岸の一带であつたらしい」と推測を立てられた。しかし、その後の発掘調査などの結果、飛鳥の範囲は、北限が少し狭まり小墾田から飛鳥寺周辺となった(和田萃『飛鳥 一歴史と風土を歩くー』岩波新書、2003, p.13)。別の表現をすれば、古代の飛鳥は甘櫨丘から東を見渡した、非常に狭い地域であった。



(2) 飛鳥寺創建の前史

『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『元興寺縁起』)や『上宮聖徳法王帝説』(以下『法王帝説』)によれば、欽明天皇の戊午年十二月に、百済の聖名王から太子像などが伝わったとある。一方、『日本書紀』では、欽明天皇十三年十月に、百済の聖名王が使者を遣わして釈迦仏の金銅像などを奉ったとある。しかし、『元興寺縁起』や『法王帝説』のいう「戊午年」は欽明の治世にはなく、宣化天皇三年(538年)の戊午年にあたる。『日本書紀』の編纂者は、「欽明天皇の治世に仏教が伝わった」という編纂当時の常識を無視することはできず、欽明十三年(552年)を仏教伝来の年としたと思われる。ともかく、百済から仏教が伝わると、欽明天皇が仏教受容の是非を群臣に問うと、意見が対立した。大臣蘇我稲目が「西蕃の諸国、一に皆礼ふ。豊秋日本、豈独り背かんや」と、諸外国が皆仏教を信仰しているのに、倭国だけがどうして背けましようかと言って仏教受容に賛成の立場を表明すると、物部尾輿・中臣鎌子らが「蕃神を拝みはたまはば、恐るらくは国神の怒を致したまはふ」と述べた。つまり、外国の神を信仰なされば、倭国の神々がお怒りになられるでしょうと仏教受容に反対したのである。欽明天皇は仏教受容を強く切望した稲目にのみ仏像の安置と礼拝を許した。そこで稲目は欽明天皇から授かった仏像を小墾田の家に安置し、向原(桜井)にあった家を寺とした。その寺は最初は向原寺と呼ばれたが、蘇我馬子の時代には豊浦寺とか桜井寺と呼ばれるようになった。しかし、ちょうどその頃疫病が流行り、尾輿らによってその原因を仏教信仰にあるとされ、仏像は難波の堀江に捨てられ、しばらく仏教信仰は停滞を余儀なくされた。欽明三十一年(570年)に蘇我稲目が亡くなると、その子の馬子が大臣の職を引き継いだ。敏達十三年(584年)に、百済から再び二軀の仏像がもたらされた。蘇我馬子は自宅の東に仏殿を建て、仏像を安置して礼拝するが、またしても尾輿の子の守屋と中臣勝海らによって弾圧される。仏像仏殿ともども焼き払われ、焼き残った仏像は難波の堀江に捨てられた。尼僧たちも鞭打ちの刑に処せられた。蘇我氏は仏教をはじめ大陸の文化を積極的に取り入れる開明的豪族であり、物部氏は日本古来の神事を守ろうとする保守的豪族であった。仏教受容において対立は避けられなかった。用明二年(587年)七月、両氏はついに武力衝突に突入した。いわゆる丁未の役である。このときの様子が『日本書紀』に描かれている。蘇我馬子側の軍には若き聖徳太子も参戦しており、守屋軍の攻撃に苦戦を強いられたときに、白膠木の木で四天王の像を彫って、勝利の暁には四天王のために寺塔を建立することを誓願し、蘇我馬子もまた寺院を建立することを誓願した。その寺院が飛鳥寺である。

(3) 飛鳥寺創建の経緯

崇峻元年(588年)、蘇我馬子の発願により飛鳥寺(法興寺)の造営がはじまる。同年、百済が僧惠総・令斤・惠窻らを遣わして仏舎利が献上された。それに合わせて寺工の太良未太・文買古子、鑪盤博士(相輪を造る職人)の将徳白味淳、瓦博士の麻奈文奴・陽貴文・悽貴文・昔麻帯弥、画工の白加らが送られてきた。飛鳥寺建立に際して百済に技術職人を要請したのである。崇峻三年(590年)に山から用材の切り出しが始まっている。崇峻五年(592年)十月には仏堂と回廊の建築が始まるが、十一月には、崇峻天皇が馬子によって暗殺されるという事件がおこり、推古天皇が即位する。翌年の推古元年(593年)、百済から献上された仏舎利を塔の心礎のなかに納められ心柱が建った。そして推古四年(596年)、塔が立ち、一応の完成をみる。これに合わせるように、推古二年(594年)二月に、三宝興隆の詔を出して、豪族たちが競って私寺(氏寺)を建てた。『日本書紀』には、「多くの臣・連たちは、君や親の恩に報いるため、競って仏舎を建てた。これを寺と呼ぶ」とある。推古三年(595年)には高麗の僧慧慈、百済の僧慧聡が来朝し、飛鳥寺の止住となり日本仏教の棟梁となった。しかし、このときにはまだ本尊ができていない状態であった。本尊は推古十三年(605年)から止利仏師(鞍作鳥)が銅製の釈迦如来坐像(飛鳥大仏)を制作し始め、推古十七年(609年)に完成した。



(ホームページ「がらくた置場」の「飛鳥の塔跡」より借用)

(4) 飛鳥大仏

飛鳥寺の本尊は釈迦如来坐像である。『日本書紀』には「丈六仏像」という表現が使われている。丈六とは一丈六尺のことで、お釈迦様の身長が一丈六尺(約 4.8m)であったことに由来し、仏像もその大ききで作られた。一般に、立像で一丈六尺(約 4.8m)、坐像でその半分の8尺(約 2.5m)を超えたものを大仏という。飛鳥寺の釈迦如来坐像は高さが 2.5mを超えているので大仏と言われる所以である。この飛鳥大仏の制作者は仏師鞍作鳥と伝えられている。「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」によれば、「十三年歳次乙丑の四月八日戊辰、銅二万三千斤、金七百五十九両を以て、敬みて尺迦丈六像、銅・繡の二軀、並びに挟侍を造りたてまつる」とある。つまり、推古十三年に釈迦像二軀と挟侍が銅15トンと黄金30キロで鑄造されたというわけである。その後、乙巳の変によって蘇我家は滅亡するが、飛鳥寺は残存し、天武天皇の時代には官寺と同等に扱われるようになった。710年に都が平城京に遷ると、飛鳥寺も718年に平城京内に移転し元興寺となった。その一方で、飛鳥寺も存続し、本元興寺と称されていたが、鎌倉時代の初頭の建久7年(1196年)、落雷によって塔と金堂が消失し、江戸時代に至るまで寺は荒廃したままの状態であった。その後、江戸時代の寛永九年(1632年)に、篤志家によって本堂が寄進されるが、粗末なものであった。そして文政九年(1826年)になって、ようやく現在の本堂が建てられ今に至る。



篠川賢『日本古代の歴史2 飛鳥と古代国家』より転載

2 推古天皇

(1) 崇峻天皇暗殺

用明二年(587年)、丁未の役が収束して八月に入ると、穴穂部皇子の同母弟の泊瀬部皇子が、炊屋姫と大夫たちの推戴を受けて崇峻天皇として即位する。泊瀬部皇子が即位できたのは、穴穂部皇子が亡くなり小姉君系の大兄(有力な大王継承資格者と考えられる皇子)となったからで、大王としての資質が評価されたわけではないと推察されている。また、丁未の役に参戦した皇子のうち、泊瀬部皇子のみが年齢的に即位の条件を満たしており、炊屋姫の皇子の竹田皇子や用明天皇の子の厩戸皇子たちはまだ少年であった。この当時、少年皇子の即位はまだ行われていなかった。

『日本書紀』によると、崇峻四年(591年)十一月、紀臣男麻呂宿禰、巨勢猿臣、大伴連嚙、葛城臣烏那羅らを大將軍に任じて、およそ二万の任那再興軍を編成して筑紫まで進軍している。しかし、年が明けても渡海することができず筑紫に駐留している間に大和で事件が起こった。崇峻天皇が蘇我馬子によって暗殺されたのである。天皇が臣下によって暗殺されるという前代未聞の出来事であった。崇峻五年(592年)十月、猪を天皇に献上する者があり、天皇はその猪を指して、「この猪の頭を斬るように、いつになればあのイヤな男の首を刎ねることができるのだらう」とおっしゃった。天皇のこのことばを伝え聞いた馬子は、一か月後、東国の調が献上されてきたと偽りの報告をして儀式の場に天皇を臨席させ、配下の東漢直駒に命じて天皇を暗殺させた。ところが天皇暗殺後、蘇我馬子は何ら咎められることはなく、大夫達にも動揺は見られない。おそらく崇峻天皇暗殺は多くの大夫達の支持のもとに遂行されたものと想像される。しかも殺された崇峻天皇はその日のうちに倉梯岡陵に葬られたという。当時、天皇が崩御されたら三年間の殯宮の儀式(死者を本葬するまで特別な家で安置して死者の靈魂を慰める儀式)が行われるのが慣例であった。しかし崇峻天皇はその儀式も行われずに土葬されたのである。

崇峻天皇は馬子をはじめとする大夫達の推戴を受けて即位したはずである。それがどうして暗殺されなければならなかったのか。一般的には、崇峻天皇と馬子との間に対立が生じたと言われているが、その対立理由が推測の域を出ない。個人的な対立や怨恨によって「王殺し」が行われたとは考えられない。そこにはそうせざるを得ない何らかの重大な問題があったはずである。

(2) 推古天皇の即位

欽明天皇(在位539～571年?)の後、その皇子たちが、敏達天皇(在位572年～585年)、用明天皇(在位585年～587年)、崇峻天皇(在位587年～592年)として皇位を継承した。これで欽明天皇の皇子たちは誰もいなくなった。時代は欽明の孫の世代に入った。最有力の皇位継承候補は敏達天皇の長子の押坂彦人大兄皇子である。欽明の孫の中では最年長で、母の広姫は敏達天皇の最初の大后であったので、皇位を継承するには年齢的にも血統的にも不足はなかったはずである。しかし、彼には蘇我氏の血を全くひいていないという大きなマイナス要素があった。この押坂彦人大兄皇子については謎の部分が多い。何回も皇位継承者として候補にあがるのに大王になっていないことや、丁未の役直前から突然姿を見せなくなること、そもそも生没年がはっきりしていない。重要人物であるにも関わらず、『日本書紀』に記述が極端に少ない。当時、他の皇位継承候補としては炊屋姫の子の竹田皇子と用明天皇の長子の厩戸皇子がいたが、二人ともこのときはまだ二十歳前後だと推測される。皇位を継承するには若すぎたのであろう。そこで、崇峻五年(592年)十一月、崇峻天皇が暗殺されると、翌月、大夫達らの要請を受けて、炊屋姫が豊浦宮で推古天皇として即位した。『日本書紀』の記述に従えば、推古天皇は十八歳で敏達天皇の妃になり、三十四歳の時に夫の敏達天皇をなくし、三十九歳のときに即位している。皇位を継承するのにふさわしい男子の王族が存在しなかったと考えられる。そして、翌推古元年(593年)四月には厩戸皇子が皇太子に立てられた。聖徳太子である。「聖徳」とは仏に備わる勝れた徳を、あるいは仏教に深く精通する人という意味であり、聖徳太子は厩戸皇子の諡号である。ここで竹田皇子ではなく厩戸皇子が皇太子に立てられたのかという疑問が生じる。竹田皇子は推古天皇の皇子なので、本来なら厩戸皇子よりも竹田皇子が皇太子に立てられそうなものである。それは、竹田皇子が用明二年(587年)の丁未の役以降『日本書紀』に現れないことから、その直後に亡くなっていたためではないかという推測がある。そこで用明天皇の長子の厩戸皇子が皇太子に立てられたと考えられる。このように、崇峻天皇没後、皇位を継承するにふさわしい男子候補者が存在しなかったために、皇太子が十分な年齢に達するまでの中継ぎの天皇として推古天皇が即位したものと考えられる。ところが、竹田皇子や厩戸皇子の方が先に亡くなってしまい、結局、推古天皇は三十六年間という長期にわたって天皇の在位にあった。

(3) 新羅征討

六世紀に入るとそれまで高句麗に従属していた新羅は急激に勢力をあげ、百済と抗争を繰り返しながら、加耶北部の「大加耶」と同盟関係を結び、524年以降、加耶南部の任那加羅（「金官」と「喙己吞」）に侵攻した。これに対して、金官と友好関係にあった「卓淳」・「安羅」などの加耶南部諸国は、かねてより友好関係にあった倭国に救援を要請してきた。救援要請を受けた倭国は、527年6月、近江毛野臣を派遣して新羅討伐を計画したが、このときは筑紫磐井によって阻まれた。そこで529年改めて派遣するが、結局、金官は新羅に侵攻され、532年、金官の王及び王族は新羅に投降し、金官は滅んだ。541年と544年の二回にわたり、百済の聖王（聖明王）は、新羅と和睦を結んだ上で、主要な加耶諸国の首長や倭国から派遣された吉備臣を百済の泗批に集めて、「金官」「喙己吞」「卓淳」の三国の復興について対策会議を主催している。いわゆる、「任那復興会議」である。しかし、百済がすでに滅んだ加耶諸国の復興を本気で願ったわけではない。まだ新羅に落ちていない「安羅」などの残存加耶勢力が新羅に内応することを止めるのが目的だった。会議は百済にとって何ら成果はなく、「安羅」はまもなく新羅に投降することになる。554年、函山城の戦いで新羅が百済に勝利すると、勢いに乗った新羅が、562年に大加耶を滅ぼし、大加耶に連盟していた諸国も次々に新羅に投降し、ここに「任那」（加耶諸国）はすべて滅亡した。『日本書紀』の欽明二十三年（562年）正月条に、「新羅、任那の官家を打ち滅ぼしつ」とある。そして、「任那」とは「加羅国」・「安羅国」・「斯二岐国」・「多羅国」・「率麻国」・「古嗟国」・「子他国」・「散半下国」・「乞飡国」・「稔礼国」の十国であると記している。欽明天皇はその十年後の571年四月に崩じるが、臨終の際に、皇太子（後の敏達天皇）をよんで、新羅を討って任那を復興するように遺言している。そしてそれ以来、「任那復興」問題が歴代の天皇の外交課題となった。

父欽明天皇の遺志を受け継ぎ、敏達天皇は敏達四年（575年）四月に新羅には吉士金子を遣わし、任那には吉士木蓮子を遣わし、百済には吉士訳語彦を遣わして軍事的圧力をかけた。これに対して、同年六月、新羅はいつもより多くの調を進献してきた。同時に、「多多羅」・「須奈羅」・「和陀」・「発鬼」の四つの邑の調までも進献してきた。これら四つの邑は532年に新羅によって滅ぼされた金官の邑である。「任那」は滅ぼされて無くなったが、新羅の官人が「任那使」になってやって来たようである。百済との抗争が続いていた新羅は、「任那復興」を求める倭国との対立を避けるために、「任那使」まで用意して「任那の調」を肩代わりしたわけである。

『日本書紀』によると、崇峻四年（591年）八月、天皇は群臣に対して、「新羅によって滅ぼされた任那を再建したいと思うが、卿等はどう思うか」と尋ねられた。群臣達は天皇の意向に従い、任那再興軍を派遣することが決まった。十一月、紀臣男麻呂宿禰、巨勢猿臣、大伴連嚙、

葛城臣鳥那羅かつらぎのおみおなららを大將軍に任じ、各氏族の臣や、連を副将・隊長とし、二万余の任那再興軍を編成して筑紫まで進軍した。しかし、筑紫に駐留している間に大和で崇峻天皇すしゅんが馬子によって暗殺されるという大事件が起きた。結局、任那再興軍は海を渡ることはなく、翌年の推古三年(595年)七月、大和に帰還した。推古五年(597年)、天皇が吉士磐金きしのいわかねを新羅に遣わすと、翌年四月には、新羅は吉士磐金きしのいわかねに鵠二羽かぎぎを持ち帰らせ、八月にも孔雀一羽くじやくを奉って恭順の意を示した。ところが、推古八年(600年)になると、新羅が任那を攻撃した。そこで、推古天皇は任那を助けるために、境部臣さかいべのおみを大將軍、穂積臣ほづみのおみを副將軍として一万余の新羅征伐軍を派兵した。『日本書紀』は「境部臣」「穂積臣」と記すだけで闕名になっているが、馬子の弟に境部臣摩理勢さかいべのまりせという人物がいるので、その摩理勢の可能性もあるが、そうでなくとも馬子に近い人物だと思われる。倭軍は新羅に着くと五つの城を攻略し、新羅はすぐに降参した。そこで毎年新羅と任那から調みつぎ(貢納物)を献上するという約束が結ばれた。しかし新羅はまたも任那を攻撃した。豪族たちの間では、「新羅を武力で討っても無駄だ」とする声が広まり、そのために、厩戸皇子が王家の軍事力で新羅を従えようと企てた(武光誠『蘇我氏の古代史』平凡社新書、2008、p.129)のかもしれない。それゆえ、推古十年(602年)二月には、厩戸皇子の同母弟の来目皇子が新羅征伐軍の將軍に任命され、多くの神職および国造・伴造くにのみやつこ とものみやつこら軍衆二万五千が授けられたのだろう。そして四月には筑紫の嶋郡しまのごおりまで進軍している。さらに同年、百済が新羅を攻撃し、603年には高句麗が新羅を攻撃しているので、このときは倭・百済・高麗の三か国による新羅征討の作戦が立てられていたと推測される。ところが、半島渡航寸前に来目皇子が病死する。来目皇子の後任には厩戸皇子の異母弟の当麻皇子たぎまが任命されて大和を出発するが、播磨はりま(現在の兵庫県明石市)まで行ったところで、随行した妻が亡くなり引き返してしまう。結局、この時の新羅征討遠征は中止になった。これ以降、倭が任那復興をめぐって新羅を攻撃することはなかった。

(4) 600年の第一回遣隋使の派遣

581年に北朝北周の楊堅が隋を建国すると、百済と高句麗がいち早く遣使朝貢して冊封を受ける。さらに589年南朝の陳を討伐しておよそ350年ぶりに中国を統一すると、新羅も594年に冊封を受けた。朝鮮半島三国は隋の中国統一によって新しい局面に突入したと言える。高句麗との戦いに疲弊していた百済は隋に助けを求め、新羅も大国隋を敵に回すことを嫌がり、高句麗との戦いを口実に隋に乞師表(派兵を乞う手紙)を送っている。このような情勢の中、推古三年(595年)、高句麗僧慧慈が来朝してきた。隋・百済・新羅に囲まれて厳しい状況にあった高句麗が活路を見出すために外交特使として慧慈が倭に派遣されたと考えられる。この慧慈が倭に滞在している間に、倭は隋に使節を派遣しているのである。『日本書紀』にはその記述が見られないが、『隋書』によれば、600年に倭は隋に使者を派遣している。

600年の遣隋使の記事

『隋書』東夷伝倭国条より

開皇二十年、^①倭王、^②姓は阿毎、字は多利思比孤、^③阿鞞羅弥と号し、使を遣わして^④闕に詣る。^⑤上、^⑥所司をして其の風俗を訪わしむ。使者言す、「倭王は天を以て兄と為し、日を以て弟と為す。天の未だ明けざる時に出でて政を聴き^⑦跏趺して坐し、日出づれば便ち^⑧理務を停め、云ふ、我が弟に委ねん」と。高祖曰く、「此れ太だ^⑨義理無し」と。是において訓じて、之を改めしむ。王の妻は^⑩羅弥と号す。後宮には女六七百人有り、太子を名づけて^⑪利歌彌多弗利と為す。

※ ^①倭…「倭」の書き誤り、あるいは「倭」の別字体。

※ ^②姓は阿毎、字は多利思比孤…天孫降臨を表す「天下られたおかた」を「アメタリシヒコ」と造語したのではないかと考えられる。当時、中国ではすでに姓が確立していたので、中国側はこれを「アメ」と「タリシヒコ」に分けて記した可能性がある。今一つは「ヒコ」というのは男性を意味する語なので「タリシヒコ」は男性の天皇のことであるから、推古天皇のことでなく、その時の皇太子である厩戸皇子を指しているのではないかという説もある。

※ ^③阿鞞羅弥(あへきみ)…読みは「あへきみ」。これを表す和語については、「オホキミ」説と「アメキミ」説の二つの説がある。「オホキミ」説の場合には「大王」を想定できる。一方、「アメキミ」説の場合には「天王」が想定できる。『日本書紀』雄略五年条と二十三年条に、「百済新撰」からの引用文に「天王」の語がある。外交文書には「天王」を用いていたのかもしれない。

※ ^④闕…宮廷。

※ ^⑤上…隋の皇帝、文帝のこと。

※ ^⑥所司…役人のこと。

※ ^⑦跏趺して坐し…結跏趺坐の座り方。

※ ^⑧理務…政務。

※ ^⑨義理なし…理に合っていない。

※ ^⑩羅弥…王の妻を「羅弥」(きみ)と呼ぶとあるが、『記紀』にはそのような事例がないことから、隋の役人が倭王を「阿鞞羅弥」と呼ぶことから類推して書いたものか。

※ ^⑪利歌彌多弗利…古代の和語ではら行の音は語頭に立たないことを根拠に、語頭の「利」は「和」の誤記とされ、「和歌彌多弗利」は「わかみたふり」と読み、「若きお世継ぎ」と解して、田村皇子(舒明天皇)や厩戸皇子を指す説がある。

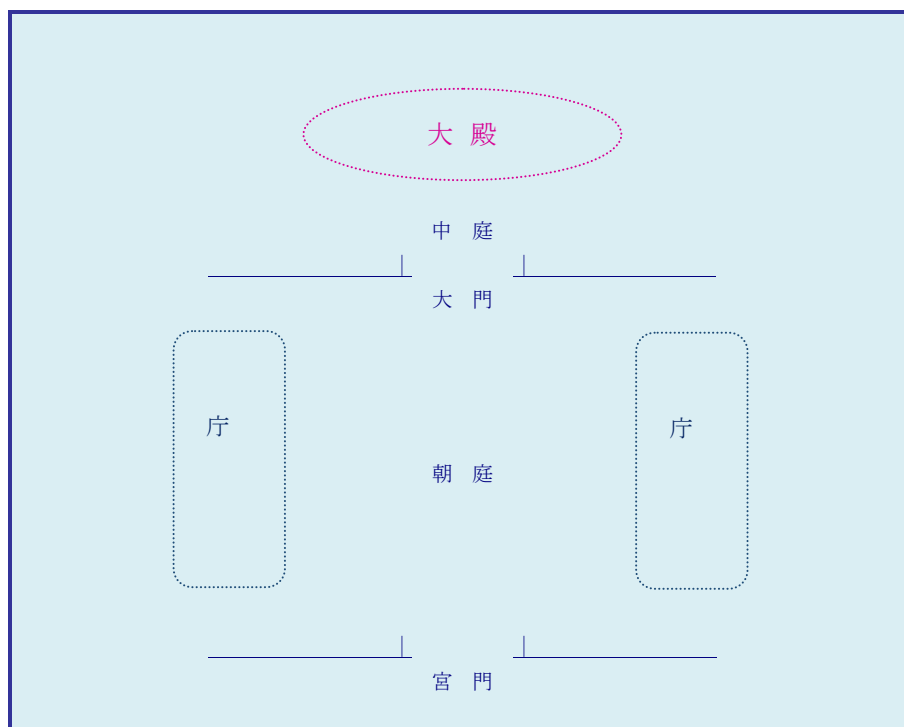
【現代語訳】

興開皇二十年(600年)、倭王で、姓は阿毎、字は多利思比孤という者が、阿鞞羅弥と名乗って、使いを遣わして長安の宮廷にやっけて来た。隋の文帝は、所轄の役所に命令して、その国の風俗を問い質させた。使者は「倭王は、天を兄とし、日を弟としている。夜が明けないうちに起きて政務である祭りごとによって天の意思を聴くために結跏趺坐し、太陽が出たら直ちに政務を停止して、『私の弟である太陽に委ねる』という」と答えた。高祖の文帝は「これは全く正しい理にかなっていない」と言った。そこで教えを諭して、これを改めさせた。王の妻は羅彌という。後宮には女六、七百人おり、太子は利(和)歌彌多弗利という。

『隋書』東夷伝倭国条は、600年に倭王の使者が隋の文帝のもとに来たことを記している。文帝は倭に関心を示し、風俗習慣などを尋ねさせると、倭の使者は、「倭王は天や太陽と兄弟であり、兄の天がまだ明けないうちは王が政務を執り、弟の太陽が昇ると政務を弟に委ねる」と答える。倭の使者としては、中国の天の観念を意識して、倭王は天や日と兄弟であることを強調したのだが、これがかえって逆効果になった。文帝は、「これは全く理にかなっていない」と批判し、政務の執り方を教え諭して使者を日本に帰したとある。使者が日本に帰ってくると、倭王権(ヤマト政権)は内政改革に着手する。推古十一年(603年)の「小墾田宮の造営」と「冠位十二階の制定」、さらに推古十二年(604年)の「憲法十七条の制定」など矢継ぎ早に改革を進める。そして、推古十五年(607年)、改めて隋に使者を派遣した。

(5) 小墾田宮の造営

推古天皇は即位以来豊浦宮とゆらのみやで政務を執っていたが、隋から戻った使者の話聞いて、隋の使者に見せても恥ずかしくない王宮を603年に建造している。小墾田宮おほりだのみやの造りは南側に正門である宮門があり、宮門を入ると朝庭が広がり、朝庭の左右には庁しつぎよがある。そこには大臣・大夫・皇子・諸臣らの座があった。朝庭の北側には大門だいもん(閣門こうもん)があって大門をくぐると中庭に通じ、その正面には大王の出御する大殿おおどのが立っている。大殿は大王の日常的な生活の場でもあったらしい。日常的な政務は庁で行われ、儀式などは朝庭で行われた(下図参照)。



(6) 冠位十二階の制定

推古十一年(603年)の十二月には冠位十二階の制度が整えられ、翌正月一日に、冠位が初めて諸臣に与えられ冠位づけがされた。『日本書紀』には、「はじめて冠位を施行した」とあるのみで立案者の名前などは記されていない。しかし、『法王帝説』には、太子が馬子と協同して制定したように記されている。この制度は朝鮮三国、特に高句麗と百済の官位制にならって定められたと考えられているので、太子よりむしろ渡来人と関係の深い馬子主導で作られた可能性が大きいと言える。冠位とは朝廷に仕える官人の序列を表す位階のことで、儒教の五常の徳目の「仁・義・礼・智・信」を用いて分けた。仁は従順、義は公正、礼は礼儀、智は分別、信は信義を表す。しかし、通常の順序ではなく、「仁・礼・信・義・智」のように礼と信が上位にあることから、そこに太子の政治思想をみることができるという意見もあるが、この順序は当時流行していた五行思想に基づいている。すなわち、万物は木・火・土・金・水の五つの元素から成るという説で、それに従えば、仁は木、礼は火、信は土、義は金、智は水に割り当てられるのである。そして、さらに最上位には「徳」を置いて、それぞれを大小に区分しているので、全部で「大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智」の十二階級に分けることになる。それぞれの位を冠の色で分けて表示し、古くから徳が紫、仁が青、礼が赤、信が黄、義が白、智が黒を用いたと言われていたが確証はない。冠は繩(絹の一種)でできており、頂部は袋状に丸くなっていた。朝庭で行われる儀式や外交儀礼などの際に、官人たちはその冠位に応じた冠と、冠の色に合わせた服飾を身につけて参列した。それまで朝廷に仕える官人の序列は、氏族ごとに世襲されていた姓かばねによって決められていたが、この制度によって、家柄ではなく個人の才能や功績に応じて有能な人材が幅広く登用されるようになった。また、与えられた冠位はその官人一代限りのものであり、功績によって昇進することも可能であった。例えば、小野妹子は推古十五年に遣隋使として隋に渡ったときには大札であったが、最終的には大徳にまで昇進している。しかしながら、この冠位制度は全ての官人に賜与されたものではなかった。王族と大臣蘇我氏にはこの冠位は用いず、王族は織冠・繡冠、大臣は紫冠という伝統的な冠を用いた。また、地方豪族に与えられた形跡もなく、中央豪族も全員に与えられたわけではなかった。つまり、冠位十二階の制度は階層的にも地域的にも非常に限定的な身分制度であった(吉川真司『飛鳥の都』岩波新書、2011、p.26)。

600年に倭王の使者が隋に派遣されるが、使者は隋の皇帝文帝に笑われ、政務の執り方を教えられ帰国する。およそ100年ぶりに中国大陸との外交が再開し、国際社会に出て恥ずかしくない外交をするためにいろいろな政治改革を進めていったのである。冠位十二階の制度もその一つであったと考えていいのだろう。とりあえず、不完全でもいいから対外的に恥ずかしくない体裁を繕う必要があったのだと考えられる。

(7) 607年の第二回遣隋使の派遣

『隋書』東夷伝倭国条によれば、倭国は開皇二十年(推古八年＝西暦600年)に続いて、大業三年(推古十五年＝西暦607年)にも倭国使が来貢している。使者は小野妹子である。倭国伝条に次のように記されている。「大業三年、其の王多利思比孤、使いを遣わして朝貢した。使者は、『海の西方の貴国には、菩薩の如くりっぱな天子様が仏法興隆に努めておられると聞いております。そこで私たちは使者として遣わされました。仏教を学ぶために沙門を数十人同行させております』と言って国書を提出した。其の国書には、『日出ずる処の天子、書を日没する処の天子に致す。恙なきや・・・』』と。これに対して煬帝は怒りを表した。倭の王が自ら「天子」と名乗ったからである。中国の思想では「天」の命を受けた者が「天子」として天下を支配する。当然、「天子」はこの世に一人しかいない。天命思想は中国の政治思想の根幹であり、煬帝が怒るのは当然である。煬帝は鴻臚卿(外国使節の接待する長官)対して、「蛮夷の書、無礼なる者なり、二度と奏上するなかれ」と言った。ところが、煬帝は翌年小野妹子が帰国する際に、文林郎の裴世清を随行させ、朝貢を歓迎する意を伝える。煬帝は「蛮夷の書」に気分を害しながらもなぜ朝貢を歓迎しなければならなかったのか。それには当時の隋と高句麗との戦争が関係しているようである。581年に楊堅(後の文帝)が隋を建国すると、589年には三十万の大軍で高句麗を攻めたが失敗していた。文帝の後を継いだ煬帝は、高句麗が倭国と手を結ぶことを恐れて、倭国と外交関係を築こうとしたのではないかとされている。

『隋書』によれば、小野妹子と裴世清一行は百済に渡り、竹島(韓国南岸にある島)に至り、南に舩羅国(済州島)を望み、都斯麻国(対馬)・一支国(壱岐)を経て竹斯国(筑紫)に到着している。このとき筑紫で小野妹子と裴世清を出迎えたのは『隋書』では「小徳阿輩台」とあるが、『日本書紀』では「難波吉士雄成」となっている。『日本書紀』の記載から使節一行の行程をみると、六月十五日に難波津(大阪市中央区の高麗橋付近)に到着し、裴世清一行は新設された迎賓館に通され、中臣宮地連烏麻呂、大河内直糠手、船史王平らの接待を受け、ここで裴世清一行はひと月半も滞在を余儀なくされる。やがて大和川を船でのぼり八月三日大和の海石榴市に到着し、十二日にようやく小墾田宮に入っている。朝庭に入った裴世清は、案内役の阿倍鳥臣と物部依網連抱に導かれ庭中に進み、隋の煬帝からの進物を置き、国書を取り出して遣いの旨を述べる。煬帝の国書は『日本書紀』では次のように記載されている。「朕は天命を受けて地上に君臨し、徳を広めて万物に及ぼそうと思っている。人を恵み育む気持ちは遠くても近くても同じことである。あなたの国もそうでしょう。倭王は海の彼方にあつて人々を慈しみ、国内が平和で、人々は融和で、倭王は誠意をもって朝貢してきた。朕はそれを知って嬉しく思う。そこで裴世清を遣わし、自分の気持ちを伝えた。併せて贈る品は別のとおりである」と。一方、『隋書』東夷伝倭国条には国書の内容の記載はなく、次のように書かれてある。

……………倭王、①小徳阿鞞台を遣わし、数百人を従え、②儀仗を設け、③鼓角を鳴らして来り迎えしむ。後十日、また④大礼哥多毗を遣わし、二百余騎を従え⑤郊勞せしむ。既に彼の都に至る。その王、⑥清と相まみえ、大いに悦んでいわく、「我れ聞く、海西に大隋礼儀の国ありと。故に遣わして朝貢せしむ。我れは⑦夷人、海隅に⑧僻在して、⑨礼儀を聞かず。これを以て⑩境内に⑪稽留し、即ち相見えず。今⑫故らに道を清め館を飾り、以て大使を待つ。冀くは大国惟新の化を聞かんことを」と。清、答えていわく、「皇帝、徳は⑬二儀に並び、⑭沢は⑮四海に流る。王、⑯化を慕うのを故を以て、⑰行人を遣わして来らしめ、ここに宣諭す」と。

※ ①小徳阿鞞台…大河内直糠手の説があるがよくわからない、読みは「あはと」「あへと」「おほと」か？

※ ②儀仗…儀式に用いる装飾的な武具や武器。外国の賓客の警備をする儀仗兵。

※ ③鼓角…つづみと角笛。

※ ④哥多毗…『日本書紀』で、額田部連比羅夫が海石榴市の路上で裴世清らを出迎えていることから、額田部連比羅夫の「ぬかたべ」の「かたべ」の音を写したものと考えられている。

※ ⑤郊勞…郊外にまで客人を出迎えること。

※ ⑥清…裴世清のこと。

※ ⑦夷人…野蛮人。未開人。

※ ⑧僻在…遠く離れたところにいる。

※ ⑨礼儀を聞かず…礼儀を知らない。

※ ⑩境内…国内。

※ ⑪稽留…留まる。

※ ⑫故らに…特に。

※ ⑬二儀…天と地。

※ ⑭沢…恩恵。

※ ⑮四海…世界。

※ ⑯化を慕う…特化を求める。

※ ⑰行人…使者。ここでは裴世清。

【現代語訳】

倭王は、小徳阿鞞台を遣わし、数百人を従え、歓迎儀式用に武具などを飾り、鼓と角笛などの楽器を鳴らして出迎えた。十日後、大礼の哥多毗を遣わし、二百余りの騎馬を従えて、郊外まで出迎えてくれた。やがて倭の国の都に到着し、倭王は裴世清と面会し、たいそう喜んで、「私は、海の西方に大隋という礼儀を重んじる国があると聞いている。それで使節を遣わして朝貢を致しました。私は東の端の蛮人です。はるか遠くの海の向こうに住む者なので、礼儀をわきまえておりませんでした。そういうわけで、国内から離れず、ご挨拶にも伺いませんでした。今回特に道路を整備して宮廷を飾って大使をお待ちしました。隋は大国を作られました、どのようにして新しい国を作られたのか、その要諦をお教え願いたいと思う」と述べた。これに対して裴世清は、「皇帝陛下は天と地に並ぶ存在で、その恩恵は広く世界に及んでいます。倭王がその徳化を仰いでいることをお知りになって、こうして私が使者として派遣されたのです」と答えた。

この『隋書』にでてくる「倭王」とは、おそらく聖徳太子のことである。もちろん、この時の天皇は推古であるが、当時の倭国では、天皇は外国使節の前に姿を現さないのが常であった(吉村武彦『古代天皇の誕生』角川ソフィア文庫、2019, p.141)ので、裴世清は推古天皇には面会できていないはずである。裴世清が倭王と報告しているのは外交の仕事を担当していた聖徳太子である可能性が高い。そして、太子は前年の国書の内容の非礼を詫びたのだと思われる。「私は何も知らない蛮夷の者なので、どうか国造りについてお教え願いたい」と言っているのである。

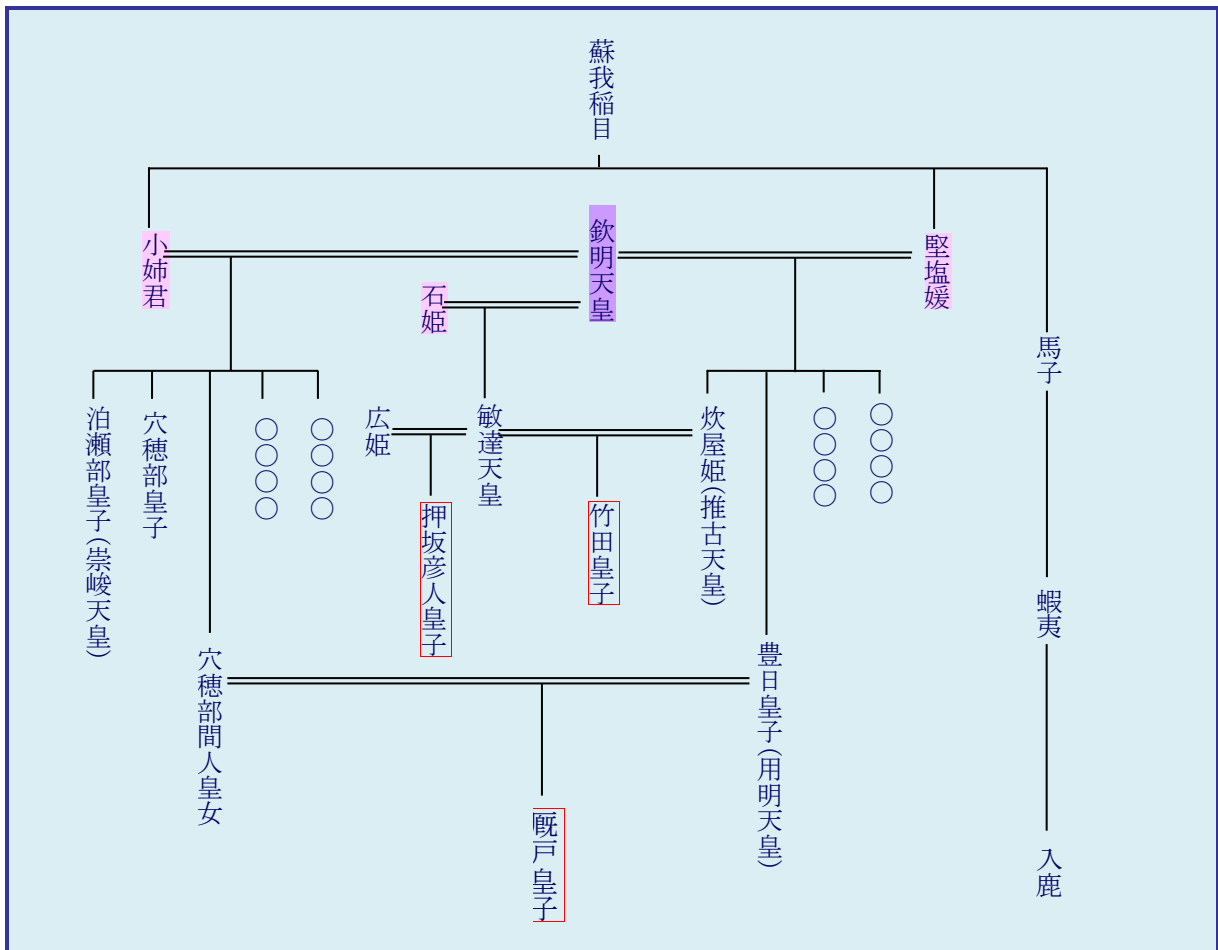
(8) 第三回と第四回遣隋使の派遣

『日本書紀』によれば、推古十六年(608年)九月五日、隋の使節^{はいせいせい}裴世清一行が帰国するにあたり難波の大郡(外国使節接待用の施設)で送別会が催され、十一日に帰国の途についた。このとき、再び小野妹子を大使、^{なにおのきしおなり}難波吉士雄成を小使として隋に派遣している。他に、^{やまとのあやのあたひくいん}倭漢直福因・^{ならのおさえみょう}奈羅訳語恵明・^{たむごうのあやひとくろまろ}高向漢人玄理・^{いせきのあやひとおおくに}新漢人大国らの学生、^{いせきのあやひとみん}新漢人旻・^{みなふちあやひと}南淵漢人請安・^{しょうあん}志賀漢人慧隱・^{しがのあやひとえおん}新漢人広濟の学問僧らが随行している。そして翌609年九月、ほぼ一年の留学を終えて小野妹子らは帰国している。これが第三回目の遣隋使の派遣である。さらに、推古二十二年(614年)六月十三日には、^{だいらいぬかみのきみ}大礼犬上君御田鋏と^{だいにんやたべのみやつこ}大仁矢田部造(名は不明)が隋に派遣され、翌615年九月に百済の使節を伴って帰国したことが記載されている。しかし、『隋書』にはこれに関する記事がない。彼らは本当に隋に行ったのだろうか。隋の煬帝は612年から3年連続して高句麗遠征をしている。614年には3回目の高句麗遠征が強行された。しかし、隋の国内各地では反乱がおこり、国力は疲弊しきり、高句麗との戦いを続けるのが限界に達していたまさにその時、七月に、高句麗が使者を遣わして形ばかりの降伏を願い出てきた。煬帝はこれを喜び、明けて正月に終戦を祝って宴会を催している。『隋書』の煬帝紀によれば、このとき煬帝によって招待された国は、^{とつげつ}突厥、^{しらぎ}新羅、^{まつかつ}靺鞨、^{ひつだいじ}畢大辞、^{かどつ}訶咄、^{うなかつ}傳越、^{ほろう}烏那曷、^{はろう}波臘、^{とから}吐火羅、^{ぐりよけん}俱慮建、^{かたはいかん}忽論、^{きじ}訶多、^{そろく}沛汗、^{うでん}龜茲(クチャ)、^{あんこく}疎勒(カシュガル)、^{うでん}于闐(ホータン)、^{あんこく}安国(ブハラ)、^{そうこく}曹国(イステーカーン)、^{かこく}何国(クシャーナーヤ)、^{むこく}穆国(アムール)、^{さい}畢(ハイカント)、^{しつはんえん}衣密、^{しつはんえん}失范延(バーミヤン)、^{かせつ}伽折、^{きつたん}契丹の25国である。ところが倭国の名は載っていない。614年に派遣された^{いぬかみのきみ}犬上君御田鋏と^{だいにんやたべのみやつこ}矢田部造は615年の九月に帰国しているので、615年の正月ならばまだ隋に滞在中であるので、宴会には招待されてしかるべきである。どうして招待されていないのだろうか。そして百済もまた招待されていない。615年に百済の使節を伴って帰国したということから考えて、このときは何らかの理由で倭国と百済は隋までは行けず、百済の使者を連れて帰ってきたのではないかと思われる。遣隋使の行われた回数については諸説ある。600年、607年、608年、614年の四回とするのが最も一般的であるが、これは『隋書』東夷伝倭国条と『日本書紀』を中心に考えられる説である。しかし、『隋書』の煬帝紀には、608年(『日本書紀』の608年とは別)と610年にも遣隋使派遣の記載がみられる。隋はちょうどこの7世紀の初め頃から内政が乱れ始め、618年には煬帝は殺され唐が建国することになる。

3 聖徳太子

(1) 厩戸皇子

「聖徳太子」という呼び名は死後に与えられた諡号である。生前の呼び名は「厩戸皇子」であると言われている。厩戸皇子は、敏達三年(574年)、敏達天皇の異母弟である橘豊日尊(後の用明天皇)と穴穂部間人皇女との間に生まれた王子である。母の穴穂部間人皇女は欽明天皇と小姉君との娘であり、父の用明もまた欽明天皇と堅塩媛との息子である。つまり厩戸皇子の両親は異母兄妹なのである。そして父方の祖母の堅塩媛と母方の祖母の小姉君も姉妹であり、この姉妹の兄が蘇我馬子である。つまり、厩戸皇子の父方も母方も蘇我系の家系なのである。



厩戸皇子という名の由来は、『日本書紀』の推古元年四月条に、母の穴穂部間人皇女が出産予定日に宮中を巡察中、馬司のところに来られた時に、厩の戸に当られた拍子に難く出産されたので厩戸皇子と命名されたとあるが、これは隋の闍那崛多訳「仏本行集経」に出てく

る釈迦誕生の場面を真似て記述したもので、明らかに後付けの創作である。古代の皇族の名前は地名や乳母の出身氏族名にちなんで名づけるのが慣わしであったので、「厩戸」という名も地名または乳母の出身氏族名と関係があるかもしれないが、確かなことはわかっていない。

「厩戸皇子」には多くの異称がある。『日本書紀』の用明元年条に、用明天皇の一番目の男子の名として「厩戸皇子」と記し、別称として「豊耳聡聖徳」・「豊聡耳法大王」・「法主王」をあげている。また、十代の大半と二十代を、父の王宮の南の上殿で暮らしたので「上宮太子」とも呼ばれた。尚、「聖徳太子」という呼び名の初出は、天平勝宝三年(751年)に編纂された漢詩集『懐風藻』である。『懐風藻』は淡海三船の編集という説があるが選者未詳の漢詩集である。

多くの日本人にとっての聖徳太子の人物像とは、「叔母にあたる推古天皇の皇太子にして摂政となり、冠位十二階の制や憲法十七条を制定して内政の整備につとめ、小野妹子を遣隋使として隋に派遣し、大陸の政治や文化を取り入れて、天皇中心の国家体制を目指した」というものではないだろうか。このような太子像は、『日本書紀』の推古元年(593年)四月条の「厩戸豊聡耳皇子を立てて、皇太子とす。仍りて録撰政らしむ。万機を以て悉に委ぬ」に起因するものだと思われる。これによって、聖徳太子は皇太子にして摂政となり推古天皇に代わって国政を指導したと解釈されてきた。しかし、ここで二つの点が議論される。一つは「皇太子」という地位である。皇太子制というものは中国の制度に由来したもので、日本では聖徳太子の時代より100年近く下った、持統三年(689年)に頒布された飛鳥浄御原令において制度化し、最初の皇太子は持統十一年(697年)の軽皇子(後の文武天皇)である。『日本書紀』の編纂者が律令制の皇太子という地位を、それが制定される以前の飛鳥時代にまで遡って、厩戸皇子にもあてはめたものというのが多くの研究者の一致した意見である。もう一つは「摂政」という職位である。摂政というのは大王に代わって、万機(天皇の政務)をすべ掌る職である。しかし、『日本書紀』の推古天皇条には、推古天皇から皇太子への命令系統と思われる個所がいくつも見受けられる。例えば、推古二年二月条に「皇太子及び大臣に詔して、三宝を興し隆えしむ」とある。それゆえ、聖徳太子が摂政となって天皇の代わりに政務を全て行ったわけではない。そもそもこの時代には「摂政」という職位そのものがまだ存在しなかった(井上薫「太子と推古女帝」『季刊明日香風』飛鳥保存財団 1983)という意見もある。聖徳太子の伝記であり、太子を高く評価して記述されている『法王帝説』にも「少治田(小墾田)宮御宇天皇の世に、上宮厩戸豊聡耳命、嶋大臣と共に天下の政を輔けて、三宝を興し隆にす」とある。つまり、聖徳太子は嶋大臣(蘇我馬子)と共に推古天皇の政治を助けたのであって、天皇の政務を全て代行したわけではない。それでは聖徳太子は具体的にどのような政治に関わったのか。太子単独の事績としては「憲法十七条の制定」と「三経義疏の撰述」をあげることができる。

(2) 憲法十七條の制定

『日本書紀』の推古十二年(604年)条に、「夏四月丙寅ひのえとら ついたちつちのえたつひの朔みづか 戊辰はじ、皇太子親ら肇めて憲法十七條を作る」とある。皇太子とはもちろん聖徳太子で、この年三十一歳であった。それゆえ、「憲法十七條」は聖徳太子が作成した訓令とするのが伝統的な理解である。しかしながら、『法皇皇帝説』では「十七條の法」とあり、『太子伝補闕記』では「太子即ち十七條の政事修国修身の事を制す」とあるだけで、どこにも「憲法」という語句は用いられていないので、「憲法」という用語は『日本書紀』の編者によるものではないかという疑いもある。また、『日本書紀』では推古十二年に作るとなっているが、『法王帝説』では、乙丑いつちゆうの年(推古十三年)のことと記されている。この成立年の食い違いについては、推古十二年は甲子かっしの年にあたり非常に縁起の良い年であるために、『日本書紀』の編者が縁起の良い年に憲法十七條の制定をもってきたという意見がある。いずれにせよ、『日本書紀』も『法王帝説』も聖徳太子の関与を記している。しかしながら、「憲法十七條」に使われている用語に後世のものが散見するという理由で、実は推古朝以降に作られたものであって、聖徳太子の作を疑問視する意見がある。古くは、江戸時代に狩谷かりや掖齋えきさい(1775-1835)が『文教温故批考』で、「憲法十七條」は『日本書紀』作者の潤色であると言っている。また昭和の歴史学者津田つだ左右吉さうきち(1873-1961)は『日本上代史研究』で、大化改新以前には存在しなかったはずの「国司」の文字が見られることから、「憲法十七條」は推古朝当時のものではなく後世の作であると説いた。最近では言語学者の森博達氏が『日本書紀の謎を解く』で、「憲法十七條」には倭習(日本語的発想に基づく語彙や語法の誤用)が認められ、その用字から天武朝以降の作であろうと推測されている。これらの後世成立説を裏づけるように、『隋書』東夷伝倭国条には冠位十二階のことについては記録が残っているが、憲法十七條についての記事が見当たらない。しかし、その一方で、『日本書紀』撰述に際して加筆や潤色があったかもしれないが、基本的には推古朝に何かしらの訓令が作られたのではないかという意見も多い。例えば、数多くの古代史小説を書かれている黒岩重吾氏は、憲法十七條は飛鳥の朝廷が正式にだしたのではなく、太子がみづから考えるところを斑鳩宮の群臣たちに向けて、官吏としての守るべき政治道徳や行動倫理を説いたものではないかと推測されている(『日出る処の天子』は謀略か)。「憲法十七條」は儒教精神を根底に作られた訓戒で、「君・臣・民」の三つの階層からなる政治秩序を前提に作成されている。君は王、臣は群臣、民は人民である。そしてこの憲法は群臣の官人としての心構えが中心に記されてある。

夏四月丙寅朔戊辰・皇太子親肇作憲法十七條

一曰・以和為貴・無忤為宗・人皆有黨・亦少違者・是以或不順君父・
乍違于隣里・然・上和下睦諧於論事・則事理自通・何事不成・

一に曰く、和やはらを以て貴たかしと為す。忤さかふること無なきを宗むねと為す。人皆ひとみな黨たむら有り。亦また違ちがひる者もの少すくし。是こゝを以て或あるは君父かみちちに順したがはず。
乍また隣里たりにに違ちがへり。然しかれども、上かみ和やはらぎ下睦しもむつびて事ことを論あやひらふに諧かなふときは、事理こと自おのづからに通かよふ。何なにの事ことか成ならざらむ。

一にいう。和を大切にし、人といさかいを起こさないようにせよ。人は皆それぞれの仲間を持つ。

さらに世の中には人格者も少ない。それゆえ、君主や父親のいうことに従わず、

隣人ともうまくいかなくなる。しかしながら、上の者が和を大切にし、下の者が仲睦まじく話し合えば、

物事の理は自然にながれる。そうすれば、どんなことでもうまくいくであろう。

二 曰 篤敬三寶、リ者佛法僧也。則四生之終歸・萬國之極宗、
何世何人・非貴是法・人鮮尤惡・能教從之、其不歸三寶・何以直枉、

二に曰く、篤あつく三寶さんぼうを敬みやまふ。三寶さんぼうは佛法僧也。則ち四生よつのみまれのをわりのよりとろ之終歸すなわ、萬國よろつの極くにれる宗きわまなり。何むねの世何いづれの人か、
是この法のみありを貴たかむびずあらむ。人ひと尤ひとはなほだ悪あしきもの鮮すくなし。能よく教をしふるをもちて従したがふ。
其それ三寶さんぼうに歸よりまつらずは、何なにを以もつてか枉まがれるを直たださむ。

二にいう。篤く三宝を敬いなさい。三宝とは仏と法と僧である。仏教はすべての生き物の最後の拠り所、
すべての国の究極の目的である。いつの時代でも、どこの人でも、
仏の教えを貴ばないということがあろうか。本当の悪人という者は少ない。
よく教え諭すならば、仏教に帰依させることができるものである。
そうでなければ、何によつて間違つた心を正すことができようか。

三 曰・承詔必謹・君則天之・臣則地之・天覆・地載・

四 時順行万氣得通・地・欲覆天則致壞耳・

是以君言臣承・上行下靡・故承詔必慎・不謹自敗・

三に曰く、詔を承りては必ず謹め。君をば天とす。臣をば地とす。天は覆ひ、地は載す。

四の時順ひ行はれて、万の氣通ふこと得。地、天を覆はむと欲るときには壞れを致さくのみ。
是を以て君言ふをば臣承る。上行ふときは下靡く。故詔を承りては必ず慎め。謹まらずは、自らに敗れなむ。

三にいう。天皇の詔を受けたならば、必ず謹んで従え。君は天であり、臣は地である。天が万物を覆い、地は万物を載せているのである。

四季は規則正しく巡り、万物は生きてゆける。もし地が天を覆うようなことがあれば、この秩序は壊されてしまう。
それ故、君主の言には臣は必ず承服せよ。上の者が行えば下の者はそれに従う。

だから、天皇の命令を受けたならば、必ずそれに従え。もし、従わなければ、国の和は自滅してしまうだろう。

四 曰・羣卿百寮・以礼為本・其治民之本・要在乎礼・上不礼・而下非齊・下無礼・以必有罪・
是以羣臣有礼・位次不乱・百姓有礼・國家自治・

四に曰く、羣卿百寮、礼を以て本と為よ。其れ民を治むるが本、要ず礼に在り。上礼なきときは、下齊らず。
下礼無きときは、必ず罪有り。是を以て羣臣礼有るときは、位の次乱れず。百姓礼有るときは國家自らに治る。

四にいう。大夫及び各役人は、礼を行動の基本にせよ。民を治める基本は礼にある。上の者に礼がなければ、下の者の秩序は乱れる。
下の者に礼がなければ、必ず罪を犯す者が出る。だから、役人たちに礼が備わっていれば、上下関係は乱れず、
民に礼が備わっていれば、国は自然と治まるものである。

五日・絶糞棄欲明辯訴訟・其百姓之訟・一日千事・

一日尚尔・況乎累歳・項治訟者・得利為常・

見賄聽讞 便有財之訟如石投水・乏者之訴似水投石・

是以貧民則不知所由・臣道亦於焉闕・

五に曰く、糞あぢひのむらほりを絶たち、欲たからほしみを棄すてて明あきらかに訴訟うたへを辯さだめよ。其れ百姓おほむたからの訟うたへ、一日ひとひに千事ちわざあり。

一日ひとひすらも尚尔なおしかり。況乎いはむやとし累歳かさをこのころうたへををや。項訟このころうたへを治をさむる者ひとども、利くほきを得えて常つねと為す。

賄まひなひを見ては讞ことわりまうすを聴きく。便ち財すなわ有たからるが訟うたへは、石いはをもて水みずに投なぐるが如なし。

乏どもしき者の訟ひとは、水みずをもて石いはに投なぐるに似なたり。

是ここを以もつて貧おほむたからしき民よは由ところる所やそこを知らまたここず。臣かの道やそこ、亦またここ焉かに闕かけぬ。

五にいう。食におごることをやめ、物欲を捨て、訴訟は公平に裁け。民の訴えは一日に千件にも及ぶ。

一日でさえそうであるのに、年を重ねればなおさらのことである。

この頃の訴訟を裁く者たちは私利を得ることが当たり前となつている。賄ろを受け取つてから、その申立てを聞く有様である。

つまり、財有る者の訴えは、石を水に投げ込むが如く聞き入れられるのに対し、

貧しき者の訴えは、水を石に投げつけるようなもので、聞いてさえもらえていない。

こういうわけだから、貧しき者はどうしようもない。

これでは役人の本来為すべき道も廃れてしまう。

六 曰・懲悪勸善・古之良典・是以无匿人善・見悪必匡・其詔詐者則為覆國家之利器・為絶人民之鋒劔・亦佞媚者・對上則好説下過・逢下則誹謗上失・其如此人・皆无忠於君・无仁於民・是大乱之本也

六に曰く、悪しきを懲し善きを勸むるは、古の良き典なり。是を以て人の善きを匿すこと无かれ。

悪しきを見ては必ず匡せ。其れ詔ひ詐く者は國家を覆す利器為り。人民を絶つ鋒き劔為り。

亦佞媚ぶる者は、上に對ひては好みて下の過ちを説く。下に逢ひては上の失を誹謗る。

其れ此の如き人、皆君に忠無し。民に仁無し。是れ大きな乱の本なり。

六にいう。悪を懲らしめ善を勸めることは、古くからの良い教えである。それ故、人の善は隠すことなく知らせ、

悪を目にすれば必ず改めさせよ。詔い欺く者は国を転覆させる凶器であり、民を滅ぼす鋭い劔でもある。

また媚び諂う者は、上の者に対しては下の者の失敗を告げ口し、下の者には上の者の過失を非難する。

この種の人々はみな君に対しての忠義心がなく、民に対しては仁愛の心を持っていない。そのため、国を乱す大きな原因になる。

七 曰・人各有任・掌宜不濫・其賢哲任官・頌音則起・奸者有官・禍乱則繁・世少生知・尅念作聖・

事無大小・得人必治・時無急緩・遇賢自寛・因此國家永久社稷勿危・故古聖王・為官・以求人・為人・不求官・

七に曰く、人各任有り。掌ること濫れざる宜し。其れ賢哲官に任すときは、頌むる音起る。

奸しき者官を有つときは、禍乱繫し。世に生れながら知ること少し。尅く念ひて聖と作る。

事、大なり少きこと無く、人を得て必ず治る。時、急く緩きこと無く、賢に遇ひて自ら寛かなり。

此に因りて國家永久にして社稷危からず。故古の聖の王は、官の為に人を求む。人の為に官を求めず。

七にいう。人には各人の役割がある。職務を守り、乱用してはならない。賢明な者が任務に就けば、褒め称える声がおこり、

邪な者が任務に就けば、政がたちどころに乱れる。生まれながらにして聡明な人は少ないものだ。

心がけ努力して聖人になれるのである。事の大小にかかわらず、適任者が得られれば物事は治まる。

時代の流れの激しい緩いに関係なく、賢明な人が事にあたれば、自然と上手くいくのである。

その結果、國家は永久で、国土も安泰する。

だからこそ、古の聖王は官職に適した人を求めたのであり、人のために官職を設けたりはしなかったのだ。

八 日・早朝晏退・公事靡盬・終日難盡・是以遲朝不逮于急・早退必事不盡・

八に曰く、羣卿百寮、早く朝りて晏く退づ。公の事靡盬し。終日盡し難し。

是を以て遅く朝るときは、急かなるに速ばず。

早く退づるときは必ず事盡さず。

八にいう。大夫及び各役人は、朝早く出仕し、遅く退出せよ。公務には暇がない。

一日中かけてもやりつくすことは難しい。

だから、遅く出仕しては急ぎの用には間にあわないし、早く退出しては必ず仕事を残してしまうことになる。

九 曰・信是義本・毎事有信・其善惡成敗・要在於信・羣臣共信何事不成・羣臣无信・万事悉敗・

九に曰く、信は是れ義の本なり。事毎に信有るべし。

其れ善さ悪しさ、成り敗ること、要ず信に在り。

羣臣共に信あらば、何の事か成らざらむ。

羣臣信无くは、万の事悉く敗れむ。

九にいう。信は人の道の根本である。何事をするにも真心をこめてせよ。

事の善し悪しや成否は、すべてこの真心があるかどうかに係っている。

役人たちが皆真心を持って事にあてれば、何事も成らぬことはないだろう。

役人たちに真心がなかったならば、すべてのが上手くいかないだろう。

十 曰・絶念・棄瞋不怒人違・人皆有心・〃各有執・彼是則我非・我是則彼非・我必非聖・彼必非愚・

共是・凡夫耳・是非之理・詎能可定・相共賢愚如鑿无端・是以彼人雖瞋・還恐我失・我獨雖得從衆同學・

十に曰く、こころのいかり 忿た を絶ち、おもりのいかり 瞋す を棄てて、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り。こころのおのおのと 心各々執れること有り。

かれよ 彼是むずれば我は非むず。われよ 我是むずれば彼は非むず。我必ず聖しきに非ず。彼必ず愚に非ず。

とも 共に是れ、ただひと 凡夫ならず耳。是く非しき理、詎か能く定む可けむ。相共に賢しく愚なること、みみかね 鑿はしな の端无きが如し。

ここ 是を以て彼のいか 人瞋ると雖も、かへ 還りて我があやまち 矢を恐りよ。我獨り得たりと雖も、いび 衆もろろ に從ひて同じくおこな 學へ。

十にいう。心の怒りを絶ち、顔に怒りを出さぬようにし、人が自分と違うと言って怒つてはならない。

人は皆それぞれ思う心があり、お互いに譲れないところもあるものである。彼が良いと思うものを、自分が良くないと思ったり、

自分が良いと思うものを、彼が良くないと思ったりするものなのだ。

自分が聖人というわけでもないし、彼が愚か者ということでもないのだ。皆ともに凡人なのだ。

物事の是非を誰が正しく判断することができようか。お互いみな賢くもあり愚かでもあるのだ。

それはちやうど端のない耳輪のようなものである。

だから、彼が怒ったら、むしろ自分が間違っているのではないかと考えてみるべきである。

自分ひとりが正しいと思っても、みな意見をよく聞き、共に行動すべきである。

十一曰 明察功過賞罰必當・日者・賞不在功・罰不在罪・執事羣卿・宜明賞罰・

十一に曰く、明あきらかに功過いさみやまりを察みて、賞し罰つみなふること必ずかなら當あたれよ。

日者ひごろ、賞たますれば功いさみに在おいてせず。罰つみなへば罪つみに在おいてせず。
事ことを執とれる羣卿まつきみたち、賞たまし罰つみなふることを明あかす宜べし。

十一にいう。(官人の)功績と過失はきちんと観察し、賞罰は必ず正当に行え。

近頃、功績に見合わない賞を与え、罪がないのに罰を与えている事例がある。

政務を執まる大夫まへうきみは、賞罰を公明正大に行うべきである。

十二曰 國司國造・勿劔百姓・國非二君・民無兩主・率土兆民以王為主・所任官司皆是王臣・何敢與公・賦劔百姓・

十二に曰く、くに みよもちやくに 國の司國の造、おほむたから 百姓を劔ら勿れ。くに ふたり きみあら 國に二の君非ず。おほむたから 民に兩の主無し。

くこのうち おほむたから 率土の兆民は、きみ もつ あらじ 王を以て主と為。みよもち 所任せる官司は皆是れ王の臣なり。
あへ おほやけとおほむたから 何をもてか、敢て公與百姓に賦劔らむ。

十二にいう。国司や国造は、百姓から税を貪りつつはならぬ。國に二人の君はなく、民に二人の主はない。

國中の民にとって、主は天皇だけである。仕える役人は皆天皇の臣である。

どうして公の税に加えて、私的な税を民から貪りつつてよいであろうか。

十三曰 諸任官者・同知職掌・或病或使有闕於事・然得知之日和如曾識・其以非與聞勿防公務・

十三に曰く、諸の官に任せる者、同じく職掌を知れ。

或は病し或は使として事に闕ること有り。

然も知ること得む日には、和ふこと曾より識るが如くせよ。

其れ與り聞くこと非しといふを以て公の務を勿防きそ。

十三にいう。それぞれの官職に任ぜられた者は、みな自分の職務内容を熟知せよ。

病気や出張で職務を離れることもあるだろう。

しかし、職場に戻った日には、周囲と協力して以前からそれにあたっていたかのように行え。

自分はずかり知らぬなどと言って、公務を滞らせてはいけない。

十四日 羣臣百寮・無有嫉妬・我既嫉人・亦嫉我・

嫉妬之患・不知其極・所以・智勝於己・則不悅・

才優於己・則嫉妬・是以五百之乃今遇賢千載以難待一聖・其不得賢聖・何以治國・

十四に曰く、羣臣百寮、嫉み妬むこと有ること無かれ。我既に人を嫉むときは、人亦我を嫉む。

嫉み妬む患、其の極を知らず。所以に、智己に勝るときは、悦びず。

才己に勝るときは、嫉妬む。是を以て五百にして乃し今賢に遇ふとも、千載にして一の聖を待つこと難し。其れ賢しき聖を得ずは、何を以てか國を治めむ。

十四にいう。役人たちは、羨み妬む気持ちを持つてはならない。自分が人を羨めば、人もまた自分を羨むものだ。

羨みや嫉みの弊害は際限がない。それゆえに、自分より賢い人がいるとおもしろくなく、自分より才能が優っていると嫉んでしまう。

こんなことでは、五百年でひとりの賢者に遭遇できたとしても、千年でひとりの聖人が現れることなど期待できない。

賢者・聖人を得ずして、何を以て國を治められようか。

十五曰 背私向公・是臣之道矣。凡人有私・必有恨有憾・必非同。

非同・則以私妨公・憾起則違制・害法・故初章云・上下和諧其亦情歟。

十五に曰く、私わたくしを背そむきて公おほやけに向むかふは、是これ臣やつこの道なり。

凡おほそ人わたくし私わたくし有るときは、必ず恨うらみ有り。憾うらみ有るときは、必ず同おほら非ず。

同おほら非ずるときは、私わたくしを以もつて公おほやけを妨さまたぐ。憾うらみ起るときは、制こほりに違たがひ、法のりを害やぶる。

故初かれはちめの章くだりに云いはく、上下かみしもあまな和あはひ諧あはるは、其それ亦また是こゝろの情かななる歟。

十五にいう。私心を捨て公務に就くのが、臣下たるものの道である。

総じて人は私心があると、必ず他人を恨む気持ちになる。恨みの気持ちがあれば、平常心でなくなる。

平常心がなくなれば、私心で公務を妨げてしまう。恨みの気持ちが生じれば、制度に違反し、法律を犯す。

第一条で、上も下も相和し協調してことに当たれと言ったのも、この気持ちから言ったのである。

十六日 使民以時・古之良典・故冬月有間・以可使民・

従春至秋・農桑之節・不可使民・其不農・何食・不桑・何服・

十六に曰く、おほむたから民つかを使ふに時ときを以てするは、古いにしへの良よき典のりなり。故冬かれふゆの月つきに間いまま有り、以てもつ民おほむたからを使ふ可べし。

春よ従り秋あきに至るまでに、農なりはひ桑こゝろひの節ときなり、民おほむたからを使ふ可べからず。

其それ農なりはひせずは、何なにをか食くらはむ。桑こゝろひせずは、何なにをか服きむ。

十六にいう。民を使うにはその時期をよく考えなければならないというのは、古の賢い教えである。

それ故、冬の暇のある時期には、民を使うのがよい。

春から秋は、農耕や養蚕の時期であるから、民を使うべきではない。

農耕できなくなれば、何を食えばよいのか。養蚕できなくなれば、何を着ればよいのか。

十七曰 夫・事不可獨斷・必與衆・宜論・少事是輕・不可必衆・

唯速論大事・若疑有失・故與衆相辨辭則得理・

十七に曰く、夫れ事獨り断む可からず。必ず衆與論ふ宜し。少き事は是れ輕し。必ずしも衆とす可からず。
唯大なる事を論ふに速びては、若し失有ることを疑ふが故に、衆與相辨ふるときは辭則ち理を得。

十七にいう。ものごとは独断でやつてはならない。必ず皆と論じあつて行ふべきである。些細なことまで、必ずしも皆と論じあう必要はない。

ただ重大な事を論じるときには、判断を誤るかもしれないので、皆が議論し合えば、道理にかなった方法が見つかるはずだ。

(3) 三経義疏の撰述

聖徳太子は三経義疏の撰述を行ったと言われている。三経とは法華経・勝鬘経・維摩経の經典のことであり、義疏とは注釈書のことである。つまり、聖徳太子が法華経・勝鬘経・維摩経の三つの經典の注釈書を著したというのである。仏教徒であった用明天皇を父にもつ太子は生まれながらの仏教徒であったのであろう。四天王寺や法隆寺を建立し、この時代における仏教理解者の第一人者だった。そのような太子が仏教の注釈書を著すことは十分あり得ることであるが、ほんとうに太子は三経の義疏を撰述したのかという議論が以前より存在している。太子の最も古い伝記書の一つ『法王帝説』には、「上宮王、高麗の慧慈法師を師とす。王命、能く涅槃常住、五種仏性の理を悟り、明らかに法花三車、権実二智の趣きを開き、維摩の不思議解脱の宗に通達し、且つ経部、薩婆多両家の弁を知る。亦た三玄五経の旨を知り、並びに天文、地理の道に照かなり。即ち法花等の経疏七巻を造る。号して上宮御製疎と曰う。・・・」とある。また、『日本書紀』の推古十四年(606年)七月条には、「秋七月、天皇は皇太子を招き、勝鬘経を講ぜしめられた。三日間かかって説き終られた。この年皇太子はまた法華経を岡本宮で講じられた」とある。しかし、『日本書紀』には太子が三経の義疏を作成したという記述はどこにも書かれていない。つまり、『日本書紀』成立時の720年には、太子の三経義疏制作はまだ世に知られていなかったと考えられる。このことについて、津田左右吉博士は、「書紀があれば太子のことを書いてみながら、経疎制作のことを全く記さなかったのは、この話が書紀の今の形を具へた時によしあったにしても、新しく世に現はれたものであり、少くとも廣く知られてゐたものではなかったからであらう」(『日本古典の研究(下)』)と述べられている。一方の『法王帝説』の成立時期についてははっきりとした年代は不詳であるが、「上宮御製疎」の部分は法隆寺の寺伝に基づいて、『日本書紀』編纂後に成立したと考えられている。そのために太子が本当に著したのかという疑念が生じるのである。

先ず、「法華義疏」であるが、現在、皇室の御物の指定を受けている「法華義疏」は太子の自筆本となっている。長い間法隆寺が所蔵していたが、明治十一年(1878年)、法隆寺から皇室に献上された。しかし、法隆寺が「法華義疏」を所蔵するに至った経緯は不明である。太子の死後、子の山背大兄王が蘇我入鹿によって殺害されると、太子ゆかりの斑鳩宮は寂れてしまう。法隆寺献納宝物の一つである「皇太子御齋会奏文」によると、天平時代になって、斑鳩宮の荒廃ぶりを嘆いた僧行信が、聖武天皇の娘の阿倍内親王(後の孝謙・称徳天皇)に奏文し、藤原房前が天平十一年(739年)に東院を再建したとある。そして天平十九年(747年)に成立した『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』という法隆寺の財産目録に、次のような記録が残っているのである。

法隆寺資財帳 天平十九年(747年)

法華經疎参部 各四卷

維摩經疎壹部 参卷

勝鬘經疎壹卷

右上宮聖徳法王御製者

つまり、太子制作の法華經の義疏四卷(三部)、維摩經の義疏三卷(一部)、勝鬘經の義疏一卷が法隆寺に存在すると記されているのである。ところが、東大寺写經所が天平十五年五月から始めた^{こうみょうこうごうごがんにごがつついたちきょう}光明皇后御願五月一日經の写經に際し、法隆寺と推定される寺院から「法華義疏」と「勝鬘經義疏」を、禪院寺(元興寺の別院で、齊明天皇の時代に唐から帰国した^{どうしやう}道昭が建てた寺院)から「勝鬘經義疏」を、天平十七年(745年)以前に借り出している。そしてこれらの借用本の検定帳には、天平十九年六月四日に志斐万呂が「法華經義疏三卷^{常欠第二卷}上宮皇子撰」と「勝鬘經義疏一卷^{上宮皇子撰}」を検定したと記されているのである。これらのことから745年にはすでに聖徳太子撰述の義疏が法隆寺と禪院寺に存在していたことになる(井上光貞「三經義疏成立の研究」)。他方、^{てんびやうほうじ}天平宝字五年(761年)に作成された『法隆寺東院資財帳』の財物寄進の記録をみると、僧行信が天平の初年から、光明皇后(聖武天皇の皇后)の保護の下に、聖徳太子と三經との結びつきを宣伝し、太子遺愛の品々をどこからか探し求めてきて寄進している。そして、『東院資財帳』には、次のように記されている。

東院資財帳 天平宝字五年(761年)

法華經疎肆卷 正本者、袂一枚着牙 律師法師行信覓求奉納者

維摩經疎参卷 正本者、袂一枚着牙

勝鬘經疎壹卷 袂一枚着牙

右上宮聖徳法王御製者

以上のことから、井上光貞氏は、天平十九年当時、法隆寺には法華經疎の四卷の揃本はまだ存在しておらず、第二卷を欠く三卷本であったのではないかと、そのことを裏付けるように、『法王帝説』には、太子が、「^{ほっけ}法花等の^{きやうそ}經疏七卷を造る」と記している。この七卷とは、法華經疎の三卷、維摩經疎の三卷、勝鬘經疎の一卷の七卷と考えられる。そして、『東院資財帳』が作成される761年までに、行信が法華經疎の四卷の揃本を探し求め、法隆寺に寄進したのではないかと推測されている。確かに井上氏の推測は理にかなったものである。しかし、氏の推測がたとえ事実であったとしても太子真撰の疑念が解消するわけではない。依然として「法華義

疏」が太子の自筆本であるかどうかは分からない。現在のところ、太子の自筆かどうかは別にして、制作された年代は七世紀前半を下らないというのがおおかたの研究者の一致した意見である。

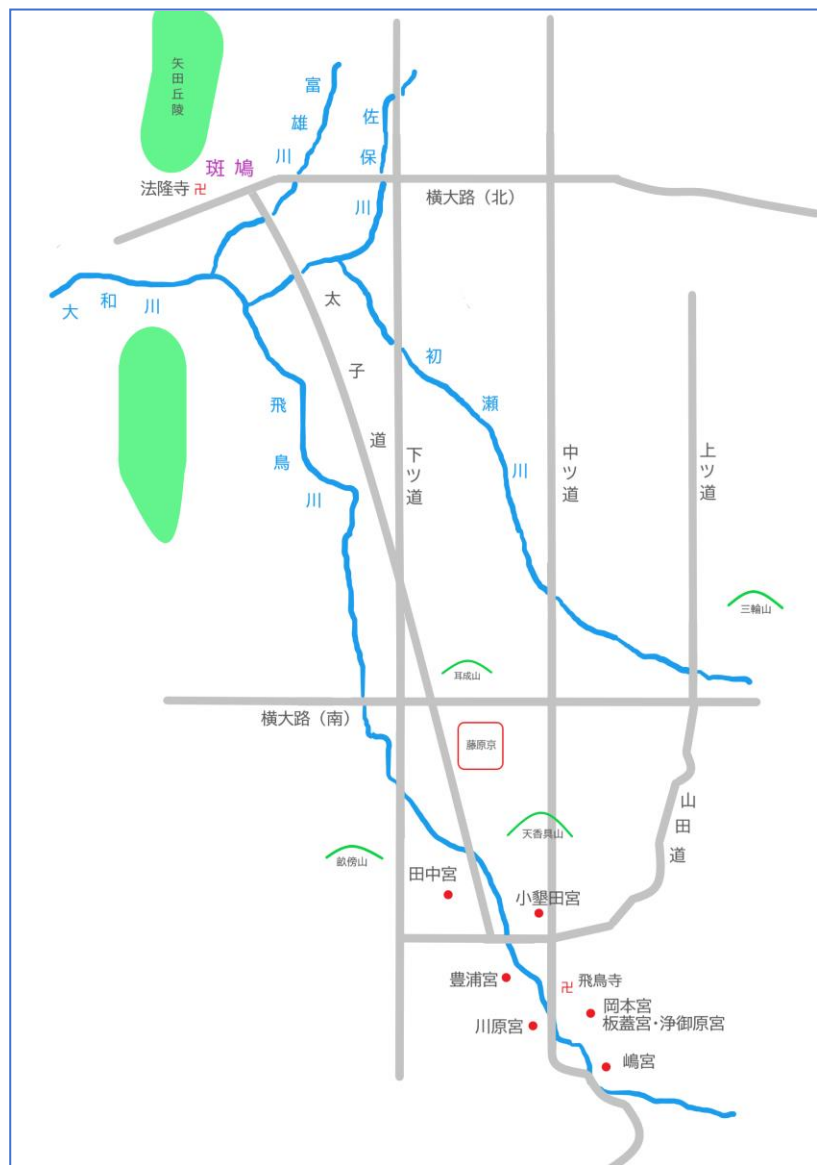
次に、「勝鬘經義疏」である。1900年、中国敦煌の石窟寺院の莫高窟から大量の經卷・文書・絹本画が発見された。洞窟から見つかった資料はいわゆる「敦煌文献」として世界各国で研究が進められた。日本でも京都大学人文科学研究所の藤枝晃博士が率いる敦煌写本研究班が調査研究に乗り出した。その結果、敦煌から出土した複数の古写本の注釈書の中に、伝聖徳太子撰の「勝鬘經義疏」と七割まで酷似したものが発見された。発見当初、この敦煌写本の一本が、伝聖徳太子撰の「勝鬘經義疏」が「本義」と呼ぶところの原本だと考えられたが、詳しい研究の結果、「本義」を読みやすくした節略本であり、同時に伝聖徳太子撰の「勝鬘經義疏」も写経生による「本義」の節略本であり、それを遣隋使が日本に持ち帰り、聖徳太子が推古天皇の御前で朗読したのだと結論づけた。しかしながら、伝聖徳太子撰の「勝鬘經義疏」には日本風な変格漢文で書かれている個所も多いので、日本で書かれた可能性があるという研究もある。例えば、石井公成氏の研究によれば、伝聖徳太子撰の「勝鬘經義疏」には「私意少異」（私の考えはちょっと違う）という言い回しが見られるが、当時の中国や朝鮮半島の注釈書にはそのような表現技法が見られないという。

最後の「維摩經義疏」であるが、「法華義疏」・「勝鬘經義疏」・「維摩經義疏」の三疎間には文章・用語などにおいて類似性が見られ、とりわけ、「法華義疏」と「勝鬘經義疏」の二疎は、その積風・文章及び用語などにおいて著しく似ているので、同一人物の手によるものと考えられている。これに対して、「維摩經義疏」は、他の二疎と比べてその用語の使用法において相違が見られるために、その制作は別人の手によるものか、或いは制作時期において他の二疎と時間的間隔があると考えられている。平安時代初期に成立された『上宮聖徳太子伝補闕記』によると、「勝鬘經義疏」は推古十七年(609年)四月から推古十九年(611年)正月にかけて、「維摩經義疏」は推古二十年(612年)正月から推古二十一年(613年)九月にかけて、「法華義疏」は推古二十二年(614年)正月から推古二十三年(615年)四月にかけて太子によって作成されたとあるが、これに異を唱えるのが井上光貞氏で、その制作順序は、「勝鬘經義疏」→「法華義疏」→「維摩經義疏」の順であると主張されている。

(4)斑鳩宮への移住

『日本書紀』の推古九年(601年)条に「春二月、皇太子初興宮室于斑鳩」とある。そして推古十三年(605年)条に「冬十月、皇太子居斑鳩宮」とある。つまり、601年に斑鳩宮への移転事業が始まり605年に完成して住居を移したということである。このとき太子は三十二歳であった。斑鳩の地は大和盆地の西隅にあり、王宮のおほりだのみや小墾田宮からは二十キロほど離れている。このおほりだのみや小墾田宮の造営も斑鳩宮と同じ推古九年(601年)に始まっているので、二つの宮は同時進行して造営されたのである。それにしても政治は飛鳥の王宮で行われるのに、なぜ太子は二十キロも離れたところに移住する必要があったのか。古くから存在する説に、政争の渦中から身を引き、傍観する立場に

身をおいたのだというものがあるが、真実は明らかにされていない。また、なぜ斑鳩の土地が選ばれたのかということも明らかになっていないが、多くの研究者は、斑鳩は飛鳥と難波を結ぶ交通の要地であったということをその理由にあげている。大和盆地を東南から北西に飛鳥川と初瀬川が流れ、斑鳩のすぐ南で北から流れてくる富雄川と佐保川と合流し、大和川となって難波津まで流れる。飛鳥時代にはこの大和川が難波と大和を結ぶ重要な河川交通路になっていた。608年に隋からの使節裴世清一行ら



も船で大和川から初瀬川を遡り、横大路と山田道の交差する辺りの海石榴市で下船して小墾田宮に到達している。

(5) 斑鳩寺の建立

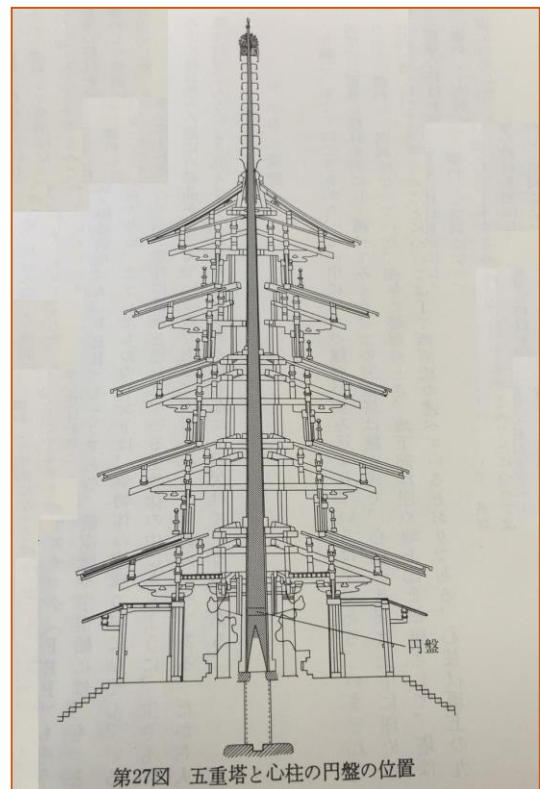
『日本書紀』には斑鳩寺の創建年の記述は見あたらない。ただ、推古十四年(606年)条で初めて斑鳩寺の名称が現れる。すなわち、「秋七月、天皇は皇太子を招き、勝鬘經しょうまんきょうを講ぜしめられた。三日間掛かって説き終られた。この年皇太子はまた法華經ほけきょうを岡本宮で講じられた。天皇はたいへん喜んで、播磨国はりまのくにの水田百町を皇太子におくられた。太子はこれを斑鳩寺に納められた」とある。これが正しい記述であれば、推古十四年(606年)にはすでに斑鳩寺は存在していたことになる。また、『法王帝説』によれば、法隆寺金堂薬師如来像こうはいめいの光背銘に、「用明天皇が病気になられたとき、丙午の年(用明元年、586年)に推古天皇と聖徳太子を召して、病氣平癒のために寺と薬師像を造ってほしいと詔勅みことのりされたが、造りおおせないうちに崩じたもうた。推古天皇と太子は、さきの詔みことのりにより丁卯の年(推古十五年、607年)に造り奉った」とあると伝える。しかし、この銘文の作成時期は、その日本語的な文体などの理由から7世紀末の天武・持統朝の頃だと判断されている。ところが、井内潔がとう氏の瓦当の文様をつけるためのはん筥はんという木製の道具の研究によれば、飛鳥寺金堂、豊浦寺、斑鳩寺、四天王寺の四つの寺の瓦には同じ筥はんが使われたことが判明し、その文様の擦り減り具合から、飛鳥寺金堂で使われた時期より10年～15年後に斑鳩寺で使用された可能性があると推測されている。つまり、薬師如来像の光背銘の銘文が語る創建年代は事実である可能性がでてきたわけである。

しかし、推古十五年(607年)に建てられたと推測される斑鳩寺は天智九年(670年)に焼失している。現在西院伽藍さいいんがらんに建っている法隆寺は再建されたものである。『日本書紀』の天智九年(670年)四月条に、「夜半あかづき之後に、法隆寺ひつに災ひつけり。一屋も余ること無し。大雨ひさめふり、雷震いかづちる」とある。落雷によって全焼した模様が伝えられている。かつて明治時代に、『日本書紀』のこの記述をめぐって法隆寺再建非再建論争が繰り広げられたのはよく知られている。しかし、昭和十四年(1939年)、仏教考古学者の石田茂作氏を主査として、現在の西院伽藍の南東方向にある若草伽藍わかしら跡の発掘調査が行われた。その結果、焼けた形跡のある伽藍跡が発見され、創建時の斑鳩寺は焼失したことが判明した。ほぼ論争に決着がついたのである。



奈良文化財研究所編『奈良の寺』岩波新書(一部編集)より

では、現在の法隆寺はいつごろ再建されたのかというと、『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』によれば、五重塔の釈迦涅槃像の塑像や中門の金剛力士像などが和銅四年(711年)に作られていることがわかるので、金堂・五重塔・中門などは、この和銅四年(711年)以前には完成していたと考えられている。ところが、である。平成十三年(2001年)2月、奈良文化財研究所が年輪年代測定法を用いて現法隆寺の五重塔の心柱を計測したところ、594年伐採の木材であることが判明した。このことによって、670年に全焼しその後711年までに再建された五重塔に、なぜそのような古い木材が使用されていたのかという新たな謎が生じたのである。このことが新聞各紙で発表されると、専門家諸氏の見解は大きく二分した。切り出した木材を山などに貯木していたとする「原木保存説」と、他の寺院の心柱を再利用したとする「心柱転用説」に意見は分かれた。例えば、元法隆寺管長の高田良信^{りょうしん}氏は同年2月21日付けの朝日新聞朝刊で、「五九四年は『仏法興隆の詔』が出て、豪族たちが競って寺を造ったと日本書紀に書かれている。このとき、ヒノキが大量に伐採されて、一部を保存していたのだろう。六七〇年の火災後、法隆寺は財政的に困窮していたので、この保存ヒノキを使ったのではないかとコメントをされている。これに対して、直木孝次郎氏も同日の朝日新聞朝刊で、「今の五重塔を、最も古く考える説でも、七世紀中ごろ、だとしても、半世紀も原木を寝かせておいたとは考えにくい。七世紀の初めごろに建てられた寺が廃寺になるなどして、その心柱を転用したと考えるしかないのではないかと述べられている。そして、この二つの折衷案のような見解を示されたのが日本美術史の専門家である大橋一章^{かつあき}氏である。同氏の説は「594年は、まさに国家を上げて飛鳥寺の建立に力を注いでいたところで、法隆寺の建立も同時に行われていたとは考えられない。飛鳥寺のために伐採され、余っていた木が百年近く、保存され、活用されたのでは」と述べられている。



『法隆寺を支えた木』NHK ブックス 西岡常一・小原二郎著

(6) 天皇記・国記の編集

『日本書紀』の推古二十八年(620年)条に「是歳、皇太子このとし、嶋大臣しまのおほおみ共にはか議りて、天皇記すめらみことのふみ及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等おほみたからどもの本記もとつふみを録す」とある。嶋大臣というのは蘇我馬子である。つまり、聖徳太子は蘇我馬子と共に、「天皇記」、「国記」、「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」を筆録したということである。これらの書物は現存していないので、果たして本当に編纂が行なわれたのかは定かではないが、『日本書紀』の皇極天皇四年(645年)六月条には、「己酉つちのとりのひに、蘇我臣蝦夷等ころ、誅されむとして、悉に天皇記・国記・珍宝ふつく すめらみことのふみ くにつふみ たからものを焼く。船史恵尺ふねのふびとゑさか、即ち疾く、焼かるる国記を取りて、中大兄すなはに奉獻たてまつるす」とある。つまり、645年の乙巳の変の際に、蘇我蝦夷邸そがのえみしに保管されていた「天皇記」と「国記」が焼け、船史恵尺が焼けている「国記」を探し出し中大兄皇子に献上したということである。蘇我蝦夷の邸にあったということはまだ完成してはいなかったのだろう。もし完成していたなら宮中に保管されているはずだからである(直木孝次郎『古代国家の成立』)。それでは、「天皇記」、「国記」、「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」とは一体どのようなものであったのだろうか。「天皇記」については専門家の意見はだいたい一致しており、歴代天皇の系譜や業績を記したものだと言われている。岩波文庫の『日本書紀』には、「天皇記は天皇の世系・事蹟等を記したもので、帝紀・帝皇日継ていおうのひつぎとよばれるものと同類であろう」とある。しかしながら、「国記」については意見が分かれており、日本国全体の歴史を記したものという説と、風土記の類とみる説がある。これについては、石母田正氏いしもだしょうが次のように述べている。

『国記』については、風土記の類とみる説と、『天皇記』から区別された意味での「国家」の歴史を記したものとする説に分れるが、後者の意味する「国家」なるものがまだ成立していたとは考えられないので、前者が真実に近いと考える。問題はなぜ推古朝の段階でかかる『国記』が撰録されたかにあるが、これも隋との国交と関係があるのではなからうか。日本の使節が中国を訪ねた場合、公式に質問される事項のなかに、右の「日本国ノ地理」または「風俗」または「風土」に関するものがあり(『隋書』倭国伝、『宋史』日本伝)、『魏志』倭人伝以下、日本の風土に関する中国の正史の記事は、それを基礎にして、蓄積されたものである。中国王朝にとっては、その知識は政治的にも重要な意味をもったからである。奮然ちやうねんの場合には、おそらく民部式等のなんらかの文献を用意していつて、日本の地理を従来になく詳細にのべるようになってきているが、『隋書』倭国伝にも気候や風土・風俗についての簡単な記事がみえる。おそらく推古朝の『国記』なるものも、かかる外からの刺激にこたえる倭国の概括的な風土・風俗を撰録したものではなからうか。したがって後代の一國別の「風土記」とは性質を異にするものであつたらう。(石母田正『日本の古代国家』岩波文庫、2017、p.64)

最後に、「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」であるが、これは「臣」・「連」・「伴造」・「国造」・「百八十部」・「公民」の六種類の身分を表しており、最初の「臣連伴造国造」の部分は当時の慣用的な言い回しでしばしば用いられる言い方である。百八十は多数を意味するが、「部」は部民一般ではなく、伴造たのみやつこの下で朝廷内の職掌にあずかる工部・鍛部たくみべ・塗部かぬちべ・殿部ぬりべ・氷部とのべ・

などに属する官人を表し、「公民」は豪族の部民と区別し、朝廷直属の部民を表していると考えられる。つまり、おみのこむらしじものみやつこにのみやつこもあまりやそどものをあはせておほみたからどものもつふみ「臣連伴造国造百八十部并公民等本記」というものは、天皇・朝廷に仕える氏族・官人・部民の由来を記したもので、彼らが天皇の支配下に服するにいたった事情を記載したものの(直木孝次郎『古代国家の成立』)ではないかと考えられる。

(7) 聖徳太子の死

法隆寺の金堂に本尊として三体の仏像が祀られている。釈迦如来像きょうじと脇侍の小さな菩薩像の三体である。通例、法隆寺金堂釈迦三尊像と呼ばれるものである。その三体の像を包み込むように大きな光背が付いている。その光背の裏面に、この三尊像が太子の冥福を祈るためのものだという銘が、一行十四字十四行で書かれている。それによれば、聖徳太子は推古三十年(622年)の二月二十二日に亡くなっている。原文と書き下し文と現代語訳は次のようになる。

(原文)
 法興元廿一年歲次辛巳十二月鬼
 前太后崩明年正月廿二日上宮法
 皇枕病弗愈干食王后仍以勞疾並
 著於床時王后王子等及與諸臣深
 懷愁毒共相發願仰依三寶當造釋
 像尺寸王身蒙此願力轉病延壽安
 住世間若是定業以背世者往登淨
 土早昇妙果二月廿一日癸酉王后
 即世翌日法皇登遐癸未年三月
 中願敬造釋迦尊像并侍及莊嚴
 具竟乘斯微福信道知識現在安隱
 出生入死隨奉三主紹隆三寶遂共
 彼岸普遍六道法界含識得脫苦緣
 同趣菩提使司馬鞍首止利佛師造
 (書き下し文)
 法興元廿一年、歳は辛巳に次る十二月、
 鬼前太后崩す。明年正月廿二日、上宮法
 皇、病に枕して弗愈、干食王后、仍て以て
 勞疾、並びて床に著く、時に王后王子等、
 諸臣及与、深く愁毒を懷き、共に相發願
 すらく、「仰ぎて三宝に依り、當に釈像の、
 尺寸王身なるを造るべし。此の願力を蒙
 り、病を転じて寿を延べ、世間に安住せ
 む。若し是れ定業にして、以て世に背か
 ば、往きて淨土に登り、早かに妙果に昇ら
 んことを」と。二月廿一日癸酉、王后即世
 す。翌日法皇登遐す。癸未年三月中、願
 いの如く敬みて釈迦尊像并せて侍、及び
 莊嚴具を造り竟る。斯の微福に乗じ、道を
 信じる知識、現在安隱にして、生を出でて
 死に入り、三主に随い奉り、三宝を紹隆
 し、遂には彼岸を共にし、六道に普遍せ
 る、法界の含識、苦縁を脱するを得て、同
 じく菩提に趣かむことを。司馬鞍首止利
 佛師をして造らしむ。

(現代語訳)
 法興という年号の三十一年、歳次
 辛巳十一月(六二一年十一月)、
 (聖徳太子の生母の)鬼前太后(穴
 穗部間人皇女)が崩じられた。明
 けて正月二十二日上宮法皇(聖
 徳太子)も病に伏せられた。さらに
 (太子の)看病をされていた妃の干
 食王后(膳部善岐々美郎女)まで
 床に就かれた。それで王后王子ら
 は諸臣らと共に大そう心配なさ
 り、太子の病氣回復を祈つて次のよ
 うに發願された。「三宝の仰せに従
 い、太子と等身大の釈迦像を造
 り、病を癒して寿命を延ばし、安
 住されることを願う。たとえ前世の
 報いによつてこの世を去ることがあつ
 ても、淨土に登り、早く悟りを得て
 仏になられることを願う」と。しか
 し、願いも届かず、二月二十一日
 には妃が崩じられ、翌日には太子
 も崩じられた。そこで先の願いを実
 現させるために釈迦像を造らせ
 た。癸未の歳(六二三年)三月のう
 ちに、釈迦像と脇侍、光背と台座
 を造り終えた。この小さな善行によ
 つて、像を造つた施主たちが現世で
 は安穩を得、何度生まれ変わつた
 としても大妃と太子と王后の三主
 に従い、仏教に帰依して共に悟り
 を得て、六道を輪廻する命は苦し
 みの因縁から脱して、同じように極
 樂往生して成仏できることを祈る。
 この釈迦像は司馬鞍首止利という
 仏師に造らせた。

(8)天寿国繡帳

太子が晩年を一緒に暮らした妃は、太子と一日違いで亡くなり、叡福寺の磯長陵に共に被葬されたと考えられている膳部菩岐岐美郎女である。八人の子供を儲け、太子の寵愛を受けた妃だと言われている。しかし、太子は膳部菩岐岐美郎女以外に三人の女性を妃にしている。最初の妃は蘇我馬子の娘の刀自古郎女で、山背大兄王を筆頭に四人の子を儲けたが、若くして亡くなっている。二番目の妃は推古天皇の娘の菟道貝蛸皇女であるが、この妃もまた子供もできないまま早逝された。貝蛸皇女は自分が死ぬことで太子と推古天皇との関係が切れてしまうことを憂い、推古天皇の子の尾張皇子の娘、つまり、推古天皇の孫の橘大郎女を太子の妃にという遺言を残して亡くなった。この橘大郎女が、太子が亡くなった後に、太子を追慕し、推古天皇に願い出て制作されたのが天寿国繡帳である。繡帳とは刺繡を施した帳(ものを仕切ったりするたれ布)のことで、もともとは二張りに分かれていたそうである。中世時代に書かれた、いわゆる、『文保太子伝』によれば、この繡帳の本来の大きさは中宮寺金堂の柱間三つの間(およそ 7.8m)の長さに張り渡されるほどというから、相当大きなものであったにちがいないが、現存するものは複製したものなどの断片をつなぎ合わせた、わずか1m四方にも満たない大きさのものに過ぎない。繡帳の元の姿は再現できないが、繡帳に縫いとられていた銘文は、幸運なことに『上宮聖徳法王帝説』に書き留められている。この銘文には意匠が凝らされており、亀の背に漢字を四文字ずつ入れ、図柄全体に百匹の亀が散りばめられて合計四百文字が縫われていたことが判明している。銘文は二つの内容から成っており、前半が太子と橘大郎女の系譜、後半が繡帳制作の経緯が記されている。今ここに後半部分を書き出すと次のようになる。

(原文 後半部分)
 辛巳十二月廿一日酉時入部
 王崩明年二月廿二日酉時入部
 于時多至波奈大女日甲戌夜
 皇前日啓之雖恐懷郎悲哀嘆
 母王如期從遊痛酷我心難止
 間虛仮唯仏是真而玩味其法謂
 生於天壽國之中真而玩味其法謂
 悽然告日欲觀大王往彼國之形
 采女等造有我一觀大王往彼國之形
 加西溢又漢奴加己利者東漢末賢高麗加己利令者

(書き下し文)
 歳は辛巳に在る十二月廿一日癸酉日入、孔部間人
 母王崩ず。明年二月廿二日甲戌夜半、太子崩ず。
 時に多至波奈大郎女、悲哀嘆息し、天皇の前に畏み
 白して曰く、「一之を啓すは恐しと雖も、懐う心止使め
 難し。我が大王と母王と、期するが如く從遊す。痛酷
 比い無し。我が大王の告る所、世間は虚仮、唯仏のみ
 是れ真なり、と。其の法を玩味するに、謂えらく、我が
 大王は応に天寿国の中に生まるべし、と。而るに彼国の
 形、眼に看巨き所なり。怖くは図像に因り、大王往生
 の状を觀むと欲す」と。天皇之を聞き、悽然として告り
 て曰く、「一の我が子有り、啓す所誠に以て然りと為
 す」と。諸采女等に勅し、繡帷二帳を造る。画く者
 は東漢末賢、高麗加西溢、又漢奴加己利、令者
 は椋部秦久麻なり。

この天寿国繡帳は一体いつ頃に制作されたのだろうか。銘文の中に推古天皇のことを諡号の「豊御食炊屋比弥」を用いていることから、推古天皇の死後、つまり西暦629年以降であることは確かである。しかし、この工芸品は意匠も凝っており、非常に大きなものであったと推測できるので、刺繍を施すのに相当の年月を必要としたはずである。また、下地には羅という薄絹が使われており、これも外国から輸入した可能性が高い。準備期間も入れて考えると完成するまでに数年はかかるだろうと思われる。

ところで、この繡帳の中に太子の言葉が記されている。「世間虚仮、唯佛是真」一世の中のものとは全て虚しく仮のもので、仏だけがまことの存在だ—という部分である。もしこれが太子の言葉であるのなら、実際に橘大郎女がそのことばを聴いたかどうかはわからないが、太子に近侍する人たちはそのことばを太子のご持言として常日頃聞いていたのだと思われる。592年に、大臣蘇我馬子は自分の傀儡であった崇峻天皇を殺すと、推古天皇を即位させ、翌年四月には厩戸皇子(聖徳太子)を皇太子に立てた。『日本書紀』には、「仍録摂政、以万機悉委」(仍りて、録摂政らしむ、万機を以て悉くに委ぬ)とあるが、時の最高権力者の蘇我馬子が弱冠二十歳の太子に悉く政治を任せたとはいえない。馬子は自分の言うことを聞く厩戸皇子(聖徳太子)を皇太子に立てたのだと思われる。そんな太子が、「世の中のものとは全て虚しく仮のもので、仏だけがまことの存在だ」と言ったというのは十分に考えられることである。

二人への遺言を比べてみると、田村皇子への遺詔は即位を前提とした、皇位継承にあつての心得のようなものであり、山背大兄王への遺詔は若いので出しゃばらず、群臣に従えという戒めのように思える。しかし、九月に推古天皇の葬礼が執り行われるが、その時にまだ後継者は定まっていなかった。山背大兄王は聖徳太子の長子で、用明天皇の孫であり、田村皇子は押坂彦人太子の子で、敏達天皇の孫であった。どちらも皇位継承者として申し分ない人物のように思えるが、山背大兄王は傍系の王族であるのに対し、田村皇子は直系の王族であった。さらに、田村皇子はこのときすでに宝女王(後の皇極天皇)との間に葛城皇子(中大兄皇子、後の天智天皇)、蘇我法堤郎媛(馬子の娘)との間に古人大兄王を儲けていた。つまり、田村皇子を天皇にしておけば、その次の天皇は非蘇我系でも蘇我系でもどちらに転んでも王統を存続させることができる人物であったわけである。そういう理由で推古天皇は田村皇子に皇位を継承させたいという意思が強かったように思える。しかし、この時代では新しい天皇は群臣の推戴によって決められるという慣習であったので、群臣の審議が行われた。このとき、蘇我蝦夷が父馬子の後を継いで大臣の職位に就いていた。大臣蘇我蝦夷は私邸に群臣を集め、皇位継承者をどちらにするか諮ったが、群臣らの意見は二分した。結局、群臣らの意見はまともでないまま田村皇子が皇位を継承して舒明天皇として即位するのであるが、『日本書紀』の舒明天皇即位前記は異例の長文、かつ時系列に沿って記述されていないので非常に分かりづらいものになっている。どうも舒明天皇の即位を正当化するためにこれだけの長文になったと考えられる。なぜなら舒明天皇は中大兄皇子(天智天皇)と大海人皇子(天武天皇)の父であり、『日本書紀』編纂時当時の天皇たちの直接の祖にあたるからである。それゆえ、山背大兄王と田村皇子の二人に遺されたと言われる推古天皇の遺詔も創作された可能性が高いといえるだろう。『日本書紀』では次のような順序で事の経緯が書かれている。

舒明天皇即位前記の記述

- ①推古天皇薨去年の九月、蝦夷大臣が群臣を集め、天皇の遺詔を発表すると、群臣らの意見は二分した。
- ②これより先、蝦夷大臣は馬子の弟の境部摩理勢に「次の大王は誰が適任か」と尋ねたところ、「山背大兄王である」と答えた。
- ③山背大兄王は群臣らの意見が分かれていること、蝦夷大臣が田村皇子を推していることを聞いて驚き、蝦夷に意見を求める。しかし、山背大兄王は蝦夷の意見に従い、田村皇子の皇位継承に賛同する。
- ④蝦夷大臣は、再度、境部摩理勢に「どちらの皇子を大王にするべきか」と尋ねる。すると、境部摩理勢は「先日申した通りで、何も言うことはない」と怒って座を立ち、ちょうどこのとき馬子の墓を造るために蘇我一族が集まっていたが、摩理勢は墓所の廬を壊して、泊瀬仲王の宮に退散した。
- ⑤泊瀬仲王が突然病死し、境部摩理勢は依るべき人を失い、蝦夷によって討たれる。

しかし、門脇禎二氏によれば、この『日本書紀』の記述は事件順ではなく、事件を時系列に並べ替えると次のようになると指摘する。

門脇氏の指摘する順

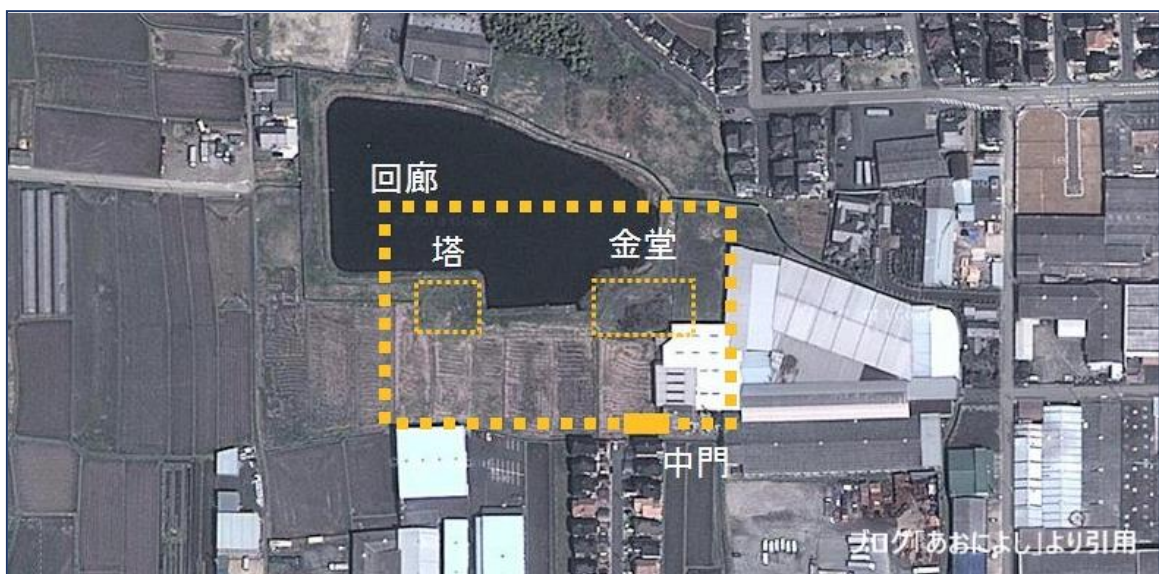
- ①推古天皇崩御直後のおそらく三月頃に、蝦夷大臣は馬子の弟の境部摩理勢に「次の大王は誰が適任か」と尋ねたところ、「山背大兄王である」と答えた。
- ②蝦夷大臣は、再度、境部摩理勢に「どちらの皇子を大王にするべきか」と尋ねる。すると、境部摩理勢は「先日申した通りで、何も言うことはない」と怒って座を立ち、ちょうどこのとき馬子の墓を造るために蘇我一族が集まっていたが、摩理勢は墓所の廬を壊して、泊瀬仲王の宮に退散した。
- ③泊瀬仲王が突然病死し、境部摩理勢は依るべき人を失い、蝦夷によって討たれる。
- ④推古天皇薨去年の九月、蝦夷大臣が群臣を集め、天皇の遺詔を発表すると、群臣らの意見は二分した。
- ⑤山背大兄王は群臣らの意見が分かれていること、蝦夷大臣が田村皇子を推していることを聞いて驚き、蝦夷に意見を求める。しかし、山背大兄王は蝦夷の意見に従い、田村皇子の皇位継承に賛同する。

(2) 第一回遣唐使の派遣

629年、舒明天皇が即位すると、翌年(630年)一月、皇后には非蘇我系の宝皇女たからのひめみこが立った。皇后は二男一女を儲けた。『日本書紀』には、第一が葛城皇子かづらぎのみこ(天智天皇)、第二が間人皇女はしひとのひめみこ(孝徳天皇の皇后)、第三が大海人皇子おおあまのみこ(天武天皇)と記している。秋八月、天皇は犬上御田いぬがみのみた鍬すきと薬師恵日くすしえにちを大唐に送った。いわゆる第一回遣唐使の派遣である。中国では618年三月に煬帝が殺され隋が滅びると、同年五月に名門貴族りえんの李淵が皇帝位に就いて唐を建国した。しかし群雄割拠の時代はしばらく続き、二代目皇帝りせいみんの李世民が全国を統一するまでにおよそ10年の歳月を要した。『日本書紀』にも推古三十一年(623年)七月条に、隋に行っていた留学生薬師恵日くすしえにちらが新羅を経て帰国し、「其の大唐国は法式備り定れる珍の国なり。常に達ふべしいぬがみのみたすき(かの大唐の国は法式完備の素晴らしい国です。常に往来して国交を持つのがよいでしょう)」と奏上している。恵日は推古朝の時代に遣隋使として渡航し、隋から唐に変わる激動の歴史を目の当たりにしたのである。犬上御田いぬがみのみたすき鍬は推古二十二年(614年)に遣隋使に選ばれているが、果たして本当に隋に渡っていたか不確かである(p.14 参照)。正使はいぬがみのみたすき犬上御田鍬であったが、唐の建国を目の当たりにした恵日が副使に選ばれたのだと思われる。遣唐使一行は、舒明三年(631年)の末に唐に到着した。中国の史書『旧唐書』くとうじょには、太宗李世民が遠い道のを憐れに思い、毎年の朝貢には及ばないことを命じたとある。そして翌632年、犬上御田いぬがみのみたすき鍬は唐の使者高表仁こうひょうじんを連れて帰国した。

(3) 百濟宮と百濟大寺の造営

舒明天皇は即位すると、翌年(630年)十月、飛鳥岡の麓に宮を造営し移り住んだ。これが岡本宮である。しかし、舒明八年(636年)八月、岡本宮は焼亡してしまう。その年のうちに舒明天皇は田中宮に遷御する。そして三年後の舒明十一年(639年)には、百濟宮と百濟大寺を造らせる詔を出した。『日本書紀』の舒明十一年(639年)七月条に、「詔して曰はく、『今年、大宮及び大寺をつくらしむ』とのたまふ。即ち百濟川の側を以て宮処とす。是を以て、西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。便に書直県を以て大匠とす」とある。舒明六年(634年)から舒明十一年(639年)にかけて、彗星、日蝕、長雨、洪水、火災、旱魃、大風などの災害が続く。このような災害の厄除けとして百濟宮と百濟大寺の造営が行なわれたのかもしれない。1997年からの発掘調査で、この百濟大寺の遺跡が吉備池廃寺であることが判明した。吉備池廃寺とは天香具山の北東約1kmのところにある古代寺院跡で、江戸時代に造成された農業用ため池の吉備池がある。この吉備池には東南隅と南西隅に二つの大きな突出した土壇があり、そこから多くの古代瓦片が発見されていたため瓦窯跡と考えられていた。しかし、奈良文化財研究所と桜井市教育委員会との合同調査によって、この突出した土壇は建物の基壇であることが判明した。蘇我氏が建立した飛鳥寺に対して、百濟大寺は天皇が主導して建立した最初の国立寺院ということになる。塔跡の基壇の規模は一辺が32mと想定されており、7世紀の塔の平均的な基壇規模がおよそ12mなので、極めて高い塔が立っていたと想像できる。それを裏づけるように、『日本書紀』には、同年十二月には「九重の塔を建てた」とある。



5 皇極天皇

(1) 皇極天皇の即位

舒明天皇は、舒明十一年(640年)十月に新しく造営した百濟宮に遷御するものの、その一年後に崩御される。『本朝皇胤紹運録』によれば崩年四十九歳とある。有力皇位継承候補は三人いた。先に舒明と皇位を争った山背大兄王と、古人大兄皇子と葛城皇子(後の天智天皇)である。古人大兄皇子は舒明と蘇我系の法堤郎媛との間にできた皇子、葛城皇子は舒明と非蘇我系の宝皇女との間にできた皇子である。三皇子を支援する豪族の力関係が拮抗し、簡単に大王を決められない状態だったと考えられる。そこで、642年正月舒明の皇后であった宝皇女が即位し、皇極天皇となった。皇極天皇は即位元年(642年)九月、百濟宮を捨てて、かつての飛鳥岡本宮の上に王宮を造営することを命じた。新しい王宮は皇極二年(643年)四月に完成した。宮の屋根をそれまでの萱葺ではなく板葺にしたために飛鳥板葺宮と名付けられたのであろうと言われている。

(2) 蝦夷と入鹿の横暴

『日本書紀』の皇極紀には蘇我蝦夷・入鹿父子の専横ぶりが多く描かれている。例えば、葛城の高宮に祖廟を造り、八佾の舞(六十四人の方形の群舞で、これを行うのは天子の特権)を行ったとか、蝦夷・入鹿父子が自分たちの墓を造り、大陵・小陵(陵は天皇の墓を指すことば)と呼んだとか、蝦夷が大王の許可なしに紫冠を子の入鹿に授けて大臣の位につけたとかなどである。このようなことは事実であるかもしれないが、『日本書紀』の編者によって創作された可能性も捨てられない。或いは事実を基に誇張されて書かれているのかもしれない。いずれにしても、その後起こる乙巳の変の中大兄皇子と中臣鎌足の行動を正当化する必要があるので、その直前の皇極紀にはどうしても蘇我氏の横暴ぶりの記述が必要となるのだろうと思われる。

(3) 上宮王家の滅亡

『日本書紀』によれば、皇極二年(643年)十一月一日、蘇我入鹿は山背大兄王を廃し、古人大兄皇子を擁立するために、小徳巨勢徳太臣・大仁土師娑婆連らを遣わして山背大兄王の斑鳩宮を襲撃させた。斑鳩宮では舍人たちが応戦している間に、山背大兄王は妃や子弟を連れて生駒山に逃げる。側近の三輪文屋君が「深草(現、京都市伏見区)の屯倉まで逃げ、そこから馬で東国に赴き、上宮所領の乳部の民で軍を編成すればきっと勝てます」と提言するが、山背大兄王は「そうすればたぶん勝つだろう。しかし、自分のために民に犠牲を強いるわけにはいかない」と言って、斑鳩宮に戻り、一族と共に自害する。『日本書紀』では、上宮王家の襲

撃事件は入鹿単独の事件として描かれているが、中臣(藤原)鎌足の伝記を記した『藤氏家伝』では入鹿が諸王子と謀って起こした事件とある。そして、『上宮聖徳太子伝補闕記』には、大臣蘇我蝦夷、子の蘇我入鹿、軽皇子、巨勢徳太古臣、大臣大伴馬甘連公、中臣塩屋枚夫ら六人が共に斑鳩宮を襲撃したと記している。『上宮聖徳太子伝補闕記』に書かれている襲撃メンバーは興味深い、巨勢徳太と大伴馬甘は大化改新後、左大臣・右大臣にになった人物であり、軽皇子は皇極天皇の弟で蘇我家滅亡後に即位した孝徳天皇である。もし『上宮聖徳太子伝補闕記』が史実を伝えているのなら、上宮王家襲撃事件は、山背大兄王を次期大王の候補から排除するために、皇極天皇と有力豪族を中心として遂行された事件だったと言える。

(4) 中臣鎌足の計画

皇極二年(643年)十一月、山背大兄王が討たれ、皇位継承者は古人大兄皇子と中大兄皇子に絞られたが、29歳の古人大兄皇子が優位であった。中大兄皇子はまだ17歳で皇位を継承するには若年過ぎたといえる。古人大兄皇子が大王に立てば、蘇我氏の妃がつぎつぎに立ち、蘇我系の大王が続くことになり、それは入鹿の世が続くことを意味した。この情勢を見て蘇我氏打倒の計画を立てたのが中臣鎌足である。『藤氏家伝』によれば、鎌足は中臣御食子の子で、母は大伴夫人で、推古三十四年(626年)歳次甲戌に、藤原(明日香村大原)で生まれたとある。しかし、『大鏡』では、鎌足は常盤の鹿島の出であると記されている。田村圓澄氏や黒岩重吾氏は、『大鏡』の成立は平安時代であり、藤原氏がもう揺るぎない存在となっており、始祖鎌足の出自を隠し飾り立てる必要はなかったわけなので、『大鏡』の記述の方に信憑性があるという。また、『藤氏家伝』には、鎌足の死亡年を天智二年(669年)56歳となっており、明らかに矛盾する。これは寵臣が主君と同年生まれが理想とする考えによるものであろう。推古十四年(614年)が甲戌の歳にあたり、それを生年と考えると天智二年(669年)で56歳没年一致するので、一般的には中臣鎌足は推古十四年(614年)の生まれとされている。幼年から学問を好み、さまざまな分野の書伝を読み漁ったとある。中大兄皇子と鎌足は飛鳥寺での蹴鞠の遊びで親しくなり、互いに打ち解けあい、魚と水のような親密な君臣の関係になった。このとき、鎌足は30歳、中大兄皇子は18歳ころと推察できる。二人は、唐から帰国した南淵請安のもとで儒学を学びながら、蘇我氏打倒の計画を立てたとされている。鎌足は、入鹿と不仲な人物で入鹿に次ぐ蘇我氏の実力者、蘇我倉山田石川麻呂を仲間に引き入れた。この時代、氏族の族長権の継承は兄から弟、伯父から甥など、傍系に相続されることが多く、直系相続で同じ家系に固定することは一般的ではなかった。しかし、蘇我家は稲目一馬子一蝦夷一入鹿と、族長権は馬子の直系で独占された。このことに石川麻呂は大きな不満があった。鎌足はこの一族内の対立感情を上手く利用し、石川麻呂の娘を中大兄皇子の妃にとりもった。

(5) 甘櫓丘の宮門

飛鳥川を挟んで飛鳥板蓋宮あすかいたぶきのみやと対峙するところに標高148mほどの丘陵がある。これを甘櫓丘あまかしのおかという。『日本書紀』の皇極三年(644年)十一月条に、蘇我蝦夷・入鹿父子が甘櫓丘(甘櫓丘)に屋敷を並び建てたとある。蝦夷の邸第を「上の宮門うへのみかど」、入鹿の邸第を「谷の宮門はざまのみかど」といった。屋敷の周囲を城柵で囲み、門には武器庫を造り、門毎に用水桶と木鉤きかぎをおいて火災に備えた。そして力の強い者に武器を持たせて家を守らせた。また、甘櫓丘の北西3kmに位置する畝傍山の東側にも堀と城壁とをめぐらした屋敷を造り、兵士五十人に警護をさせたとある。自らの邸第を「宮門みかど」と呼んだのは、例の『日本書紀』の编者による蘇我氏の横暴ぶりを強調するためのものかもしれないが、平成六年(1994年)からの甘櫓丘の発掘調査が継続的に行われており、7世紀中葉の焼土層、掘立柱建物跡、城柵跡らしきものがみついている。7世紀に蘇我蝦夷・入鹿父子の邸第が甘櫓丘に造営されたことは確かなことなのであろう。

(6) 乙巳の変

皇極四年(645年)六月十二日、蘇我入鹿が宮中で討たれ、それを聞いた父蝦夷は自宅に火を放って自殺した。この事件を、その年の干支によって乙巳いっしの変という。『日本書紀』によれば、事件のあらましは次のようである。中大兄皇子が偽の三韓みつこ(高句麗・百濟・新羅)の調を奉る儀式を設定し、そこで入鹿を暗殺する計画であった。入鹿が式場に入場すると、中大兄皇子は鞞負ゆげいに命じて全ての門を閉めさせ、長槍をもって脇に隠れた。中臣鎌足は弓矢を持ち、中大兄皇子を警護した。刺客には海犬養連勝麻呂あまのいぬかいのむらじかつまろ・佐伯連子麻呂さえきのむらじこまろ・葛城稚犬養連網田かづらきのわかいぬかいのむらじあみたらが選ばれた。勝麻呂が子麻呂と網田の二人に剣を与え、陰に隠れて合図を待った。合図は石川麻呂が上表文じょうひょうぶんを読むときであった。ところが、子麻呂と網田は怖気づいてなかなか斬りつけなかった。刺客たちがなかなか入鹿を斬りつけないので、石川麻呂は声も震え手も震えだした。それを見た蝦夷が怪しんで、「どうして震えておられるのか」と問うと、石川麻呂が「天皇がおそば近くて恐れ多くて」と言った。このとき、中大兄皇子が入鹿に突進し、剣で頭と肩を斬りつけた。続けて子麻呂が脚を斬りつけた。入鹿は斬られながらも「私にいったい何の罪があるというのか、その理由を言え」と問うた。天皇も大いに驚き中大兄皇子に対して、「これはいったい何事か」と尋ねられた。中大兄皇子は「入鹿は大王家を滅ぼし、王位を傾けようとしています。入鹿が王家に代わって王位についてよいものでしょうか」と答えると、天皇は黙って奥へ入られた。そして、子麻呂と網田の二人が入鹿にとどめを刺した。

6 大化改新

(1) 孝徳天皇の即位

『日本書紀』によれば、皇極四年(645年)六月十四日、皇極天皇は皇位を子の葛城皇子(中大兄皇子)に譲ろうとされた。中大兄皇子がこのことを中臣鎌足に相談すると、鎌足は、「兄の古人大兄皇子を差し置いて皇位につくのは慎みに欠けるので、ここは叔父上の軽皇子に皇位を譲られるのがいいでしょう」と進言し、皇極天皇の同母弟の軽皇子かるのみこが孝徳天皇として即位したとある。そして、従来の大臣・大連の地位を廃止し、左大臣・右大臣が新設され、左大臣に阿倍内麻呂あべのうちまろ、右大臣に蘇我石川麻呂が任じられた。また、中大兄皇子の相談役として内臣うちつおみと国博士の役職が作られた。内臣には中臣鎌足が就き、国博士には僧旻たかむこうのくろまろと高向玄理が選ばれた。

(2) 大化という元号

『日本書紀』によれば、皇極四年(645年)六月十九日、前天皇・孝徳天皇・中大兄皇子の三人は、飛鳥寺西の槻木つきのき(けやきの木)のもとに群臣を集めて、神々に天皇の絶対的地位を誓った。そして、このとき初めて「大化」という元号を使用したとあるが、文章・木簡きんせきぶん・金石文などからみると、元号が定着するのは大宝元年(701年)以降で、それ以前は年紀を干支で記していて、元号は用いられていない(熊谷公男『大王から天皇へ』講談社学術文庫、2008, p.255)。

(3) 古人大兄皇子の討滅

乙巳の変の後、後援者の入鹿・蝦夷父子を失った古人大兄皇子は身の危険を感じ、髪を剃って、僧形となり吉野に入った。しかし、大化元年(645年)九月十二日、吉備笠臣垂きびのかきのおみしだるの密告によって、吉野に入った古人大兄皇子の謀反の企てが露顕した。共謀者は蘇我田口臣川堀そがのたぐちのおみかはほり、物部朴井連椎子ものべのえのみのむらじしひのみ、倭漢文直麻呂やまとのあやのふみのあたいまろ、朴市秦造田来津えちのはだのみやつこたくつらであった。中大兄皇子は兵を差し向け古人大兄皇子を討たせた。吉備笠臣垂は自首したために功績として田地二十町が与えられている。しかしながら、物部椎子、倭漢文麻呂、秦田来津らは、その後中大兄皇子のもとで働いているので、これら共謀者たちは新政権の中枢と通じ合っていたのかもしれない。

(4) 使者(ミコトモチ)の派遣

『日本書紀』の孝徳紀大化元年八月五日条に、「東国等の国司を拜す。仍りて国司等に詔して曰はく、天神の奉け寄せたまひし随に、方に今始めて万国を脩めむとす。凡そ国家の所有る公民、大きに小きに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。…」とある。つまり、東国に派遣する「国司」を任命して、その「国司」らに対して、朝廷所属の公民と大小豪族の支配する人民について、戸籍を作成し、田の面積を調査するように命じたのである。ここで「国司」という用語が使われているが、「国司」の語が使われ始まるのは大宝令からであり、当時はまだ「国司」の語は存在していなかった。当時は「使者」(ミコトモチ)の語が用いられたと考えられている。ここで「国司」の語が出てくるのは『日本書紀』編纂者の手による潤色と考えられている。新政権は大化元年から大化二年にかけて諸国にしばしば使者を派遣する。使者には次のような任務が命ぜられた。

①造籍と校田

②新しい地方行政組織(評)の地方官(評造)の候補者選定

③従来の国造の保有する武器の収公

使者(国司)によるこのような任務は全国で遂行されたと思われる。新しい地方制度を施行していく上で、「造籍と校田」、「地方官の候補者選定」、「従来の国造の武器の収公」は欠かすことのできない任務であった。①の「造籍」というのは戸籍作成のことであるが、戸籍と言っても今のような一人ひとりの姓名や年齢などを記したのではなく、領域内の戸数の総数を把握する程度のもと考えられる。また、「校田」についても領域内の田地の総面積の把握程度であったと思われる。②については、従来の国造が支配していたクニを解体して、評という新しい行政組織を作る過程で、「国造」・「伴造」・「県稻置」を務めた人物の中から「評」の官人(評監・助督)を採用しようとするものである。「国造」とは、元来は各クニの首長であった国主のことである。ヤマト政権は彼ら在地首長であった国主をヤマト政権に服属させ、「国造」という名の地方官としての役職を与えたのであった。「伴造」とは、国造の領域内に設定された部民(大王・王妃・王族・ウジなどに隷属し、貢納や労役の奉仕を負わされた集団)の管理者である。「県稻置」とは屯倉の管理者である。このように、「国造」・「伴造」・「県稻置」の三方面から新しく設置する「評」の官人を採用したのには、旧来の在地首長の「国造」のみを評の官人に採用したのでは、「国造」の持つ権力を維持しかねないので、「伴造」や「県稻置」なども併用することで、「国造」の権力を相対的に弱まらせるねらいがあった(熊谷公男『大王から天皇へ』講談社学術文庫、2008, p.260)。さらに③の国造の保有する武器を収公することによって、国造の勢力を徹底的に削いだのである。

(5) 鐘匱の制

『日本書紀』よれば、東国に国司(使者)を派遣する詔が発令された同日、大王は鐘と匱(投書箱)を朝廷に設置し、次のように宣わった。「若し憂へ訴ふる人、伴造有らば、其の伴造、先づ勘当へて奏せ。尊長有らば、其の尊長、先づ勘当へて奏せ。若し其の伴造・尊長、訴ふる所を審にせずして、牒を収めて匱に納れば、其の罪を以て罪せむ。其の牒を収むる者は、味旦に牒を執りて内裏に奏せ。朕年月を題して、便ち群卿に示さむ。或いは懈怠りて理らず、或いは阿党ひて曲ぐる事有らば、訴へむ者以て鐘を撞くべし。是に由りて、朝に鐘を懸け匱を置かむ。天下の民、咸に朕が意を知れ。…」とある。つまり、「政に不満ある者は、もしその人が部の民であれば伴造を、そうでなければ一族の首領を通して奏上し、伴造や首領は、その訴えの内容をよく審議し、それを文にして匱に入れよ。審議もしないで安易に匱に入れた場合には処罰する。文の管理者は、毎朝、文を大王(天皇)に奏上せよ。大王はそれに日付を記し、群卿らに示して審理をさせる。もし怠けて審理されないとか、不正な審理が行われた場合には、訴えた者は鐘を撞いて知らせよ」という内容である。これを鐘匱の制と言うのであるが、本当に実行されたのかどうか疑わしいところである。しかし、翌年正月に孝徳天皇は子代離宮に移動され、二月十五日に次のように述べている。「…朕前に詔を下して曰ひしく、古の天下を治めたまひしこと、朝に善を進むる旌、誹謗の木有り。治道を通して、諫むる者を来たす所以なり。皆広く下に詢ふ所以なり。管子に曰へらく、黄帝明堂の議を立てしかば、上賢に觀たり。堯衢室の間有りしかば、下民に聴けり。舜善を告ぐる旌有りて、主蔽れず。禹建鼓を朝に立てて、訊ひ望むに備ふ。湯総術の庭有りて、民の非を觀る。武王靈台の囿有りて、賢者進む。此の故に、聖帝明王の、有ちて失すること勿く。得て亡ずること勿き所以なりといへり。所以に、鐘を懸け匱を設けて、表収る人を擇す。憂へ諫むる人をして、表を匱に納れしむ。表収る人に詔して、且毎に奏請さしむ。朕奏請を得て、仍群卿に示せて、便ち勘当へしめむ。庶はくは留滞ること無けむことを。如し群卿等、或いは懈怠りて勤ならず、或いは阿党け比周せば、朕も復諫むることを聴き肯へずは、憂へ訴へむ人、当に鐘を撞くべしとのたまひき。詔已に此の如し。既にして民の明直しき心に、国土懐ふ風を有ちて、切に諫むる陳疏を、設の匱に納れたり。故、今集在る黎民に顕示す。其の表に称へらく、国の政に奉るに縁りて京に到れる民をば、官に留めて雑役に使ふと、云云。朕も猶之を以て傷惻む。民も豈復此に至ると思ひけむや。然るに都を遷して未だ久しからず。還りて賓に似たり。是に由りて、使はざる事得ずして、強ひて役ひつ。斯を念ふ毎に、未だ嘗より安く寝ねられず。朕此の表を觀て、嘉し歎むること休み難し。故、諫むる言に随ひて、処処の雑役を罷めむ。昔に詔して曰ひしく、諫むる者は名を題せとのたまひき。而るを詔に随はず。今者、自ら利を求むるに非ずして、国を助けむとすればか。題すると不るとを言はず、朕が廢れ忘るることを諫めよ」と。現代語訳では次のようになる。「…先に詔を出して、『昔の君主が天下を治めるのに、善言を述べる者には往

来に設けた旗の下で自由に語らせ、不平のある者には橋に設けた札に不平を書かせたのは、諫めを聞き民の意見を問うためであった。管子のこことばにこういうのがある。黄帝は政堂で議を行なったので、賢者の意見を聞いた。堯は衢室で問うたので、民衆の声を聴くことができた。舜には善言を告げる旗が有り、舜は隠れなかった。禹は朝廷に鼓を置いて、民衆の訴えに耳を傾けた。湯は総術(道が交差するところ)に広場を造って、民衆からの批判を聴くところとした。武王は靈台(天体観測所)の園が有り、賢者の言を聞いた。このようにして、聖なる帝や賢明な王たちは過ちのない政治をおこなったと、それゆえ、私も鐘を掛け、匱を設置し、投書文を管理する係を任命した。訴えのある者は投書文を匱に入れよ。そうすると文の管理者が私のところに上奏する。私は群卿たちに命じて審議を諮らせる。万一、審議を怠ったり、適切に処理しなかったり、私もまた訴えに耳を傾けなかった時には、訴え人は鐘をつきなさい』と先の詔で言った。そうすると、真っすぐな心を持つ民がいて、国のことを思う気持ちから政を諫める文を匱に入れた。今ここに公表すると、国役や納税のために都に来た民を、引き留めて雑役に従事させている、云々ということである。私はこのことを痛ましく思う。民もまた思わぬことで驚いたと思う。都を遷して間もないため、客人のようで落ち着かない。それゆえ、使ってはならないのに使ってしまう。これを思うと安心して寝ることもできない。私はこの文をみてよく言ってくれたと褒めたたえる。故に、この諫めることばに従って、各役所で行われている雑役を停止するよう命じる。昨年詔で、諫める者は名を記せと述べたが、従っていない。しかし自らの利益を求めているのではなく、国を助けようとする気持ちからであろうと思われる。必ずしも記名を要しないから、私が怠り忘れていることを忠告してもらいたい」と宣われた。

(6) 男女の法

東国の国司派遣の詔が発令され、鐘匱の制が宣旨された日、「男女の法」が發布された。これは夫婦に子が生まれた時、その子を父母のどちらに帰属にさせるかということを決めたものである。古代において、人民の身分は大きく良人と賤民(男を奴、女を婢という)に分けられていた。この「男女の法」によると、良人の男と良人の女の間でできた子は父につけ、良人の男と婢の間でできた子は母につけ、奴と良人の女の間でできた子は父につけた。つまり、どちらか一方が賤民であれば、生まれた子も賤民になるということである。また、主人の異なる奴婢の間でできた子は母につけた。良人同士で生まれた子は父につけるということは、つまり、一般人民の間では父系制家族の定着を意味することになる。このような法律が作られた背景として、早くから父系制家族集団を形成していた中国の影響があると考えられる。

(7) 難波への遷都

『日本書紀』の大化元年(645年)十二月条に、「天皇、都を難波長柄豊碕に遷す」とある。しかし、翌大化二年(646年)正月条には、「是の月に、天皇、子代離宮に御す」とある。当時まだ難波長柄豊碕宮(以下難波宮)はできておらず、難波にあったいろいろな施設を仮宮としながら造営が進められたようである。新宮は白雉二年(651年)にはほぼ完成し、同年十二月には孝徳天皇は新宮に遷居し、翌年の白雉三年(652年)の九月に竣工したとみられる。『日本書紀』の白雉三年九月条に、「秋九月に、宮造ること已に訖りぬ。其の宮殿の状、殫に論ふべからず」とある。つまり、「宮殿の容子は筆舌し難いほど荘厳であった」らしい。しかし、この難波宮は飛鳥時代末に火災に遭ってしまう。ところが、その後も持統上皇、文武天皇、元正天皇らによる難波宮行幸の記録が残っている。特に文武天皇の文武三年(699年)の行幸では、一か月近く滞在であったので、一部は燃えずに使用できる施設が残っていたと考えられる。その後、聖武天皇の時代に再建の詔が出される。『続日本紀』の神亀三年(726年)十月条に、「式部卿従三位藤原朝臣宇合を以て、知造難波宮事となす」とある。知造難波宮事とは難波宮造営長官のことで、その長官に藤原宇合を任命するということである。藤原宇合は藤原鎌足の孫で、養老元年(717年)には遣唐使として唐に渡っている。おそらく唐の都長安をモデルとして難波宮の造営が進められたのであろう。このように、文献上では孝徳朝の難波宮、聖武朝の難波宮の二つの難波宮があったということは広く知られていた。しかし、それらが一体どこにあったかは長い間分からないままであった。

大正二年(1913年)、大阪城外濠の南、東区法円坂町で陸軍第四師団被服支廠の建設工事中に多量の古瓦が出土された。その際、第四師団の技師であった置塩章氏がそれらの瓦の中から状態の良い蓮華文と重圈文の軒瓦を採拾して保管していたのである。その後、大正八年(1919年)、新しく大阪市民博物館が開館するというので、展示品を選定する過程で、置塩氏は、当時博物館職員であった山根徳太郎氏に保管所有していた蓮華文と重圈文の軒瓦を見せて識見を求めた。山根氏は発掘調査を切望したが、瓦の出土場所が陸軍用地内であったために民間の調査ができず、正式な学術調査は戦争終結を待たなければならなかった。戦後、法円坂町一帯は公営団地の建設が進められるようになり、山根氏は工事関係者に、瓦が出てきたら知らせてほしいと頼んで歩き回った。そんな折、昭和28年(1953年)十一月、鷗尾の破片が出土された。鷗尾とは古代の宮殿や寺院などの大棟の両端に付けられた棟飾瓦である。この鷗尾の出土がきっかけとなって、翌年(1954年)二月から難波宮の発掘調査が開始された。長期に渡る発掘調査の結果、下層からは孝徳朝の難波宮(前期難波宮)跡、上層からは聖武朝の難波宮(後期難波宮)跡が見つかった。

(8) 改新の詔

『日本書紀』によれば、大化二年(646年)の正月元日、新政の大綱^{たいこう}が発せられた。いわゆる「改新の詔」である。詔は四項からなり、各項の主旨は、第1項が「公地公民制」、第2項が「地域行政組織の整備と軍事・駅制」、第3項が「戸籍・計帳の作成と班田収授法」、第4項が「新しい税制の施行」となる。しかし、この「改新の詔」の原文は残っていない。奈良時代に完成した『日本書紀』にその詔が書かれているだけである。『日本書紀』が編纂された時代には、既に「飛鳥浄御原令」や「大宝律令」が完成しており、『日本書紀』の「改新の詔」はこれらの影響を受けて記述されているのは間違いない。そのために、「大化改新詔」というものはそのまま信用できないと最初に提示されたのは津田左右吉「大化改新の研究」(1930～31)であった。これに対して坂本太郎「大化改新の研究」(1938)は、『日本書紀』の編者による文飾は認めながらも、「大化改新」の経過を認め、大化二年(646年)正月の「改新の詔」によって、実現されるべき新しい国家構想が示され、それに基づいて大宝元年(701年)の大宝律令に至って完成したと見ている。問題は「改新の詔」をどこまで信用してよいのかということである。その信憑性について、篠川賢著「飛鳥と古代国家」では次の三通りの見方を提示している。

- ①そのもとになった「原詔」が存在し、用字や文章には書き換え、修飾があっても、内容的には当時のものとして信用できる。
- ②「原詔」なるものは存在しなかったが、「改新詔」の内容には、当時の政策とみてよいものも含まれている。
- ③「改新詔」はすべて編者によって作文されたものであり、内容的にも当時のものではない。

其の^そ一^{はじめ}に曰^{のたま}はく、昔在^{むかし}の天皇等^{すめらみことたち}の立てたまへる^①子代^{こしろ}の民^{おほみたから}・処^{ところ}処^みの^や屯倉^②、及び、別^{こと}には臣^{とも}・連^{のみ}・伴造^{やつこ}・国造^{くにのみやつこ}・村首^{むらのおびと}の所有^{たもて}る^③部曲^{かき}の民^{おほみたから}・処^{たどころ}処^やの^よ田莊^④を罷^へめよ。仍^{まへ}りて^{ひと}食封^⑤を^{まへつ}大夫^{かみ}より以上^{かみつかた}に賜^{たま}ふこと、^⑦各^{おのおの}差有^{しな}らむ。降^{くだ}りて^⑧布帛^{きぬ}を以^つて、官人^{つかさ}・百姓^{おほみたから}に賜^{たま}ふこと、差有^{しな}らむ。また曰^{のたま}はく、大夫^{まへつ}は、民^{おほみたから}を治^{をさ}めしむる所^よなり。能^よく其^その治^{まつりごと}を尽^{つく}すときは、民^{かろぶ}頼^{かれ}る。故^{たまた}、其^{その}の禄^{たまた}を重^{おも}くせむことは、民^{たまた}の為^{ため}にする所以^{ゆゑ}なり。

①子代の民…天皇・豪族の私有民。②屯倉…王族所有の土地。③部曲…田莊に住む民。④田莊…豪族の私有地。⑤食封…給与。一定数の戸(封戸)を支給し、支給された者は封戸が納める調などの税を受けとることができる。⑥大夫…大臣の下で国政に参与した五位相当以上の高官。⑦各差有らむ…各々の地位に応じて給付する。⑧布帛…

【現代語訳】

昔の天皇の立てられた子代の民・各地の屯倉、及び臣・連・伴造・国造・村の長の支配する部民・豪族の経営する各地の私有地を廃止する。その代わりに食封を大夫より以上の者にそれぞれ地位に応じて給付する。以下の者には布帛を官人・百姓にそれぞれ与える。そもそも大夫は民を直接治めるものであり、よくその政治に力を尽くせば民は信頼するものである。故に大夫の給与を重くすることは、民のためにすることなのである。

【大意】

公地公民制というもので、大化改新以前に皇室の直轄地であった「屯倉」と、「子代」と呼ばれる直轄民の廃止、また、豪族の所有していた「田莊」と呼ばれる土地と、「部曲」という人民を廃止して、その代わりに「食封」という給与を与えた。

其の二に曰はく、初めて^①京師を修め、^②畿内国の司・^③郡司・^④関塞・^⑤斥候・^⑥防人・^⑦馭馬・^⑧伝馬を置き、^⑨鈴契を造り、^⑩山河を定めよ。凡そ京には^⑪坊毎に長一人を置き、四つの坊に^⑫令一人を置き。^⑬戸口を^⑭按へ検め、^⑮奸しく非しきを^⑯督し察むることを掌れ。其の^⑰坊令には、坊の内に明廉く強く直しくして、時の務に堪ふる者を取りて充てよ。^⑱里坊の長には、並に里坊の百姓の清く正しく^⑲強(卓夸)しき者を取りて充てよ。若し当の里坊に人無くは、^⑳比の里坊に簡び用ゐること聴す。凡そ^㉑畿内は、東は^㉒名墾の横河より以来、南は^㉓紀伊の兄山より以来、西は^㉔赤石の榑淵より以来、北は^㉕近江の狭狭波の合坂山より以来を、畿内国とす。凡そ^㉖郡は四十里を以て大郡とせよ。三十里より以下、四里より以上を中郡とし、三里を小郡とせよ。其の郡司には、並に^㉗国造の性識清廉くして、時の務に堪ふる者を取りて、^㉘大領・^㉙少領とし、強く^㉚聡敏くして、書算に工なる者を、^㉛主政・^㉜主帳とせよ。凡そ馭馬・伝馬給ふことは、皆^㉝鈴・^㉞伝符の剋の数に依れ。凡そ諸国及び関には、鈴契給ふ。並に長官執れ。無くは次官執れ。

①京師を修め…都城制を定め。②畿内国司郡司… i) 畿内と国司と郡司、ii) 畿内の、国司と郡司、iii) 畿内国の司と郡司、などの読み方が存在する。③郡司…「こほりのみやつこ」と読む。国司の下で郡を治める地方官。「郡」の字は、藤原宮跡から出土した木簡によれば、大宝元年(701年)に至るまで全て「評」の字が使われている。④関塞…関所。⑤斥候…(北方の)辺境地方を警備する者。⑥防人…対馬・壹岐・筑紫などに配置された警備兵。実際に配置されたのはもう少し時代が下ってからである。⑦馭馬…駅路に沿って馭家が設けられ、馭家には移動交通手段として馬が配備されていた。馭馬を使用する際には、利用許可書である馭鈴の交付を受ける必要があった。馭鈴は中央政府や諸国に常備されていた。馭馬は主に中央政府から諸国へ、或いは諸国から中央政府への緊急の知らせを伝える時に用いられた。⑧伝馬…各郡の政務を司る郡家に五疋の馬が常備され、馬の管理には周辺の戸があつた。そして周辺から徴用された伝馬子が中央からの使者の送迎にあつた。伝馬を使用する際には、利用許可書である伝符の交付を受ける必要があつたが、伝符は中央政府と大宰府の役人にだけに発行された。⑨鈴契…鈴と契。鈴は馭馬・伝馬の使用を証明するもの。契は軍隊を動かすときに関所で見せる木札。⑩山河を定めよ…国や県の境界を定めよ。⑪坊…京で大路に囲まれた区画のこと。条坊制の用語であるが、今のところ日本における条坊制の初現は藤原京となっており、孝徳天皇期の難波宮に条坊制の整った京があつたかどうかは定かではない。⑫令…四坊の管理者。⑬戸口…戸の構成員。戸とは戸主と親族、奴婢などから構成され、一戸はおよそ25人程度であるが、100人ほどの場合もあつたともいう。⑭按へ検め…調べて。⑮奸しく非しき…騒ぎや悪事。⑯督し察むる…正し明かにする。⑰坊令…坊の管理者。⑱里坊…里は村を意味するが、改新時には「里」という文字ではなく「五十戸」という文字が使用されていた。⑲いさをしき…勇ましい。⑳比の…比隣の、近隣の。㉑畿内…畿内とは普通、律令期に制定された大和・山背・河内・摂津の四畿を指す(716年に河内から和泉が分離して五畿となる)が、改新の詔のいう畿内とは、そのような四畿あるいは五畿を指すのではなく、東西南北の四至を示す「畿内国」と考えられる。㉒名墾の横河…伊賀国名張郡(現、名張市)の名張川。㉓紀伊の兄山…紀伊国伊都郡(現、和歌山県かつらぎ町)の青山。㉔赤石の榑淵…播磨国明石郡(現、明石市)と摂津国(現、神戸市)との国境あたり。㉕近江の狭狭波の合坂山…近江国(現、滋賀県大津市)の逢坂山。㉖郡…「こほり」と読む。郡は国の下に置かれた行政組織。「郡」の字は大宝元年(701年)に至るまでは「評」の字が使われていたことが出土した木簡から明らかになっている。㉗②③④「大宝令」によれば、全ての役所で役人は長官・次官・判官・主典の四等官に分けられた。大領・少領・主政・主帳は長官・次官・判官・主典に相当する。㉘鈴・伝符の剋の数に依れ…馭馬や伝馬を利用する際、馭鈴や伝符の刻み数によって利用できる馬の数が決まる。このことは長官が管理するが、いなければ次官が行なう。

【現代語訳】

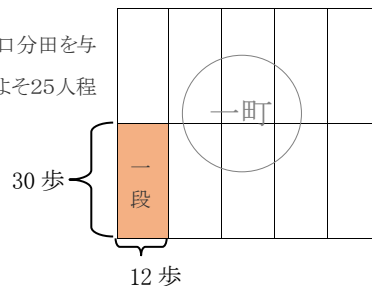
初めて、都城を造り、畿内国の司・郡司・関塞・斥候・防人・馭馬・伝馬の制度を置き、馭鈴と契を作り、国や県の境界を定めよ。京では町ごとに長を一人選び、四つの町ごとに管理者を立て、戸口を調べて騒ぎや悪事を働く者を正して監督することを任務とせよ。坊の管理者には潔白で強くて公正で、しっかりと政務ができる者を選任せよ。里坊の長には、里坊の人民で清く正しく強いものを選び、もしその里坊に適任者がいなければ、近くの里坊から選んでも構わない。およそ畿内とは、東は名張の横河、南は紀伊の青山、西は明石の榑淵、北は近江楽浪の逢坂山の範囲をいう。郡は里40をもって大郡、里30～里4を中郡、里3を小郡とせよ。郡司には国造の中から性質が清廉でしっかりと政務が行なえる者を選び、大領・少領とし、聡明で読み書算のできる者を主政・主帳とせよ。馭馬と伝馬の支給は、馭鈴と伝符の剋数によって決まる。諸国と関所には馭鈴と木契を与える。このことは長官が管理するが、いなければ次官が行なう。

【大意】

都城を中心とした行政区画を整備し、都における人民の統制方法、また郡の種別及びその官人である「郡司」の選別方法について規定し、地方と都城と結ぶ交通路、馭馬と伝馬の設置などを整え、畿内についてその範囲を東は名墾の横河、南は紀伊の兄山、西は明石の榑淵、北は近江の逢坂山と定めている。

其の三に曰はく、初めて^①戸籍・^②計帳・^③班田収授之法を造れ。凡て五十戸を里とす。里毎に長一人を置く。^④戸口を按へ検め、^⑤農桑を課せ殖ふ、^⑥非違を禁め察め、^⑦賦役を催駟ふことを掌れ。若し^⑧山谷阻険しくして、^⑨地遠く人稀なる処には、^⑩便に随ひて量りて置け。凡そ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段とせよ。十段を町とせよ。段ごとに租の稲二束二把、町ごとに租の稲二十二束とせよ。

- ①戸籍…人民登録の基本台帳。②計帳…調・庸の課税台帳。③班田収授之法…六歳以上に口分田を与え、課税する制度。④戸口…戸の構成員。戸とは戸主と親族、奴婢などから構成され、一戸はおよそ25人程度であるが、100人ほどの場合もあったともいう。⑤農桑…農業と養蚕業。⑥非違…法に背くこと。
- ⑦賦役…農民に課せられた労働。⑧山谷阻険しくて…山や谷が険しくて。
- ⑨地遠く人稀なる…僻地で人があまりいない。⑩便りに随ひて…報告に従って。



【現代語訳】

初めて、戸籍・計帳・班田収授法を作ることとする。凡そ五十戸で里とする。里毎に長をひとり置く。戸口を調べ、農業と養蚕業を奨励して植えさせ、法に背く者を取り締まり、賦役を督促することを任務とする。万一山や谷が険しく、人里離れたところでは、報告に従って(里を)設けよ。田は長さ三十歩、広さ十二歩を一段とする。そして十段を一町とする。段毎に租稲二束二把、一町につき租稲二十二束とする。

【大意】

戸籍と計帳(課税徴収台帳)を作成し、班田収授法を制定した。戸籍調査は6年毎に、計帳は毎年作成された。そして五十戸を里として、里長を置き、田は30歩×12歩を一段、十段を一町とし、田租は段毎に二束二把とした。

其の四に曰はく、①旧の賦役を罷めて、②田の調を行へ。凡そ③絹・④繩・⑤糸・⑥綿は、並に郷土の出せるに随へ。田一町に絹⑦一丈、四町にして⑧匹を成す。長さ四丈、広さ⑧二尺半。繩二丈、二町にして匹を成す。長さ広さ絹と同じ。布四丈、長さ広さ絹・繩と同じ。一町にして⑨端を成す。⑩【糸・綿の絢屯をば、諸の処に見ず】。別に戸別の調を取れ。一戸に⑪賃布一丈二尺。凡そ⑫調の副物の塩と⑬贄とは、亦郷土の出せるに随へ。凡そ⑭官馬は、⑮中の馬は一百戸毎に一匹を輸せ。若し⑯細馬ならば二百戸毎に一匹を輸せ。其の馬買はむ⑰直は、一戸に布一丈二尺。凡そ⑱兵は、人の身ごとに刀・甲・弓・矢・幡・鼓を輸せ。凡そ⑲仕丁は、旧の三十戸毎に一人せしを改めて、一人を以て⑳廩に充つ。五十戸毎に一人を、一人を以て廩に充つ。以て諸司に充てよ。五十戸を以て、仕丁一人が糧に充てよ。一戸に㉑庸布一丈二尺、㉒庸米五斗。凡そ㉓采女は、郡の㉔少領より以上の姉妹、及び子女の形容端正しき者を貢れ。㉕従丁一人、㉖従女二人。一百戸を以て、采女一人が糧に充てよ。庸布・庸米、皆仕丁に准へ。

①旧の賦役…力役のことで、労働による税。②田の調…田の面積に課税する税のこと。③絹…読みは固織りから。目の固い絹布。④繩…目の粗い絹布。⑤糸…生糸。⑥綿…真綿。⑦一丈…およそ296cm。⑧匹…絹や繩の長さの単位。疋とも書く。また「ひき」とも読む。一匹＝四丈。⑨二尺半…およそ74cm。⑩端…布の長さの単位。段とも書く。⑪【糸・綿の絢屯をば、諸の処に見ず】…生糸と真綿については記載が見られない。⑫賃布…麻布。⑬調の副物…正調(調絹と調布)以外に課せられた副次的賦課。各地の特産物が中心であった。⑭贄…旬の魚介類、動物肉、果物など。⑮官馬…献上する馬。⑯中の馬…中程度の馬。⑰細馬…上級の馬。⑱直…値。⑲兵…武器。⑳仕丁…中央政府の雑役に徴集された正丁。正丁とは21歳以上60歳以下の成年男子。㉑廩…下男。㉒庸布・庸米…庸布と庸米の庸は、賦役の代わりに納める物品のことであるが、この時代に「庸」の字の存在は確認されていないので、大宝令による潤色と思われる。㉓采女…後宮で働く女官。㉔少領…郡の次官。㉕従丁…采女に従って召し使われる男。㉖従女…采女に従って召し使われる女。

【現代語訳】

従来の労働による税の徴収はやめて、田の面積に応じて課税することとする。絹・繩(目の粗い絹)・糸・綿については、その土地で産出できるものをいずれか選んで納めよ。田一町に絹一丈、四町に一匹、一匹の長さは四丈、広さは二尺半、繩は一町につき二丈、二町なら一匹納めよ。長さ広さは絹と同じである。布は一町につき四丈、長さ広さは絹・繩と同じ。一町で一端とする。【生糸と真綿については記載が見られない】。別に戸毎に調をとる。粗布を一戸に一丈二尺、副次的調の塩や海産物・肉などはその土地の特産物を選べ。官馬は中程度の馬ならば、百戸につき一匹、良馬なら二百戸に一匹を献上せよ。その馬の代わりの値は、布なら一戸に一丈二尺となる。武器は各自、刀・甲・弓・矢・幡・鼓を出せ。従来、三十戸に一人徴発していた仕丁(雑役夫)を五十戸に一人徴発と改め、廩(食事の準備に従事する炊事夫)を一人徴発し、各官司に割り当てる。五十戸で仕丁一人の食糧を負担し、一戸に庸布一丈二尺、庸米五斗を供出する。采女は少領以上の郡司の家の女性・子女とし、容貌端正な者を奉れ。采女の下で働く男は一人、女は二人。百戸から采女一人の食糧を調達せよ。庸布と庸米については雑役夫と同じにせよ。

【大意】

従来の豪族の支配による税の徴収を廃止し、新しい税制度を確立した。それは田一町につき、絹なら一丈、繩なら二丈、布なら四丈とする。これを「田の調」という。また、これとは別に「戸別の調」として、一戸につき布一丈二尺を納めるものとする。他に副次的調として塩や海産物など、その土地の特産物を納めるものとする。また、百戸につき一頭の「官馬」となる馬を納めなければならない。良い馬なら二百戸につき一頭になる。さらに各自、刀・甲・弓・矢・幡・鼓などの兵器を納めなければならない。そして、五十戸に一人の雑役夫と一人の炊事夫を徴発する。郡司の家からは容貌端正な女性を采女として中央に差し出さなければならない。

(9) 蘇我石川麻呂自死事件

『日本書紀』の大化五年(649年)三月条によれば、「三月十七日に左大臣の阿倍内麻呂が薨去し、その七日後の二十四日に、蘇我臣日向が皇太子の中大兄皇子に、『私の異母兄の石川麻呂が貴方を海浜にて殺害しようと企んでおります』と讒言した。中大兄皇子はそれを信用し、天皇が、大伴狛連・三国麻呂公・穗積嚙臣らを右大臣の石川麻呂大臣のもとに遣わして、謀反の真偽を確かめようとした。石川麻呂は、『直接天皇に会って申し上げたい』と返答するが、天皇は再び三国麻呂公と穗積嚙臣を遣わして事の真相を尋ねられたが、石川麻呂は、やはり『直接会って申し上げたい』と答えるだけであった。それで天皇は兵を派遣して石川麻呂の家を包囲しようとなされた。石川麻呂は子の法師と赤猪を連れて、茅渟(現在の大阪湾東部、堺市から岸和田市のあたり)の道を逃げて大和に向かった。石川麻呂の長子の興志は、大和で山田寺の造営に従事していたが、父親が逃げてくるという報せを聞いて、今来(高市郡)の大槻の木の下に迎えて、山田寺に入った。興志が『私が先鋒になって追討兵を迎え討ちましょう』と言うと、石川麻呂はそれを阻止した。翌二十五日、石川麻呂は家族と従者たちに向かって『人の臣たる者、どうして君に対して謀反を起こすことがあろうか。どうして父に従わないことがあろうか。この山田寺は自分のための寺ではなく、天皇に奉って造営したものである。今、私は日向に讒言されて、誅殺されようとしている。せめてもの願いは黄泉国でも忠臣であることだ。ここに来たのは安らかに最期を迎えたいからである。願わくは、何度生まれ変わったとしても、決して我が君を恨んだりはしたくない』と述べて、妻子八人と共に首をくくって自決した。同日、大伴狛連・蘇我臣日向らが将軍に任命されて山田寺に向かった。途中、石川麻呂の自決の報せが入ると、大伴狛連は引き返すが、蘇我臣日向・穗積嚙臣らは山田寺に到着し、石川麻呂の首を落とし、田口臣筑紫・耳梨道德・高田醜雄・額田部湯坐連・秦我寺ら十四人を斬首し、九人が絞首、十五人を流刑とした。事件後、使者を遣わして石川麻呂の財産を没収すると、財産物の中に、良い書物の上には「皇太子の書」、貴重な宝には「皇太子の物」と書かれてあった。この知らせを聞いた中大兄皇子は石川麻呂が潔白であったと悟り、後悔して悔やみ、蘇我臣日向を筑紫宰に命じた。人々は『これは隠流だろう』と噂した」とある。

『日本書紀』の記述の文飾を除外し、事の経過がほぼ真実であるとするなら、石川麻呂は中大兄皇子によって誅殺されたと考えていいのではなかろうか。この事件の後、孝徳天皇と中大兄皇子との間の対立が表面化するが、この時すでに、朝廷では「皇太子派」対「孝徳天皇派」という対立が出来上がっていたものと推測できる。左大臣の阿倍内麻呂が薨去してすぐに右大臣の蘇我石川麻呂が謀殺されたのである。天皇を支える両手がばっさりと切り取られ、皇太子独裁の道が出来上がったように思える。

(10) 白雉

大化五年(649年)に、左大臣の阿倍内麻呂あべのうちのまろが死去し、右大臣の蘇我石川麻呂そがのいしかわまろが討たれた。一か月後の四月二十日、新しい左大臣に巨勢臣徳太こせのおみとくた、右大臣には大伴連長徳おおとものむらじながとこが任命された。翌年(650年)の二月、長門(山口県)から白雉しろきじが献上された。『日本書紀』の白雉元年(650年)二月条によれば、「長門国司草壁連醜経ながとのくにのみことちくさかべのむらじしこぶが『国造首くにのみやつこのおびとの一族贄にえが、一月九日おのやまに麻山で手に入れました』と言って献上してきた。これを見て百濟君豊璋くだらのきみほうしょうが『後漢みょうだいの明帝の永平十一年に、白雉しろきじがあちこちに見られたといひます』と述べると、法師たちは『このようなものは見たことも聞いたこともありません。天下に罪を許して民を喜ばされるといいでしょう』と言ひ、道登法師どうとうほうしは『昔、高麗こまの国で伽藍を造ろうと思ひ、土地を探していたところ、白鹿が歩いているところがあつて、そこに伽藍を造つて白鹿菌寺びやくろんおんじと名付けて仏法を守つたと伝えられています。また、白雀しろすずめがある寺の寺領じりょうで見つかり、人々は休祥しゅうさうだと言ひました。またある時、大唐に遣わされた使者が、三本足の鳥を持ち帰つた時も人々はめでたいと言ひました。これらはささいなものだけれども祥瑞しやうずいと言われました。まして白雉とあれば非常に珍しくおめでたいことです』と述べた。僧旻みんも『聞くとところによると、王者の徳が四方に行き渡るときに、白雉が現れるということです。また、王者の祭祀さいしが正しく行われ、宴うたげや衣装などに節度があるときに現れるということです。また、王者の行ないが清廉のときは山に白雉が出て、王者が仁政を行なつているときには現れるといひます』などと述べた。そこで日を改めて、二月十五日に、元旦と同じように儀仗兵ぎじやうへいが配列され、忠臣たちが白雉の乗つた輿を担いで御殿の前へ進み、御座の前に置かれた。巨勢大臣が賀詞を奉り、「公卿百官の者どもが賀詞を奉ります。陛下の徳によって天下が安らかに治められ、ここに白雉が西方より現れました。千秋万歳ちやうよろずよに至るまで四方の大八島をお治めください。公卿・百官・百姓も忠誠を尽くして、勤め仕えいたします」と言つと、天皇は、「聖王が世に現われて、天下を治める時に、天が応えて祥瑞を示すという。昔、西国の君、周の成王じやうおうの世と、漢の明帝の治世に白雉が現れた。わが国では、応神天皇の治世に、白鳥が宮殿に巢をつくり、仁徳天皇の治世には竜馬が西に現われた。このように古より今に至る迄、祥瑞が現れて有徳の君に應える例は多い。いわゆる、鳳凰・麒麟・白雉・白鳥など、鳥獸から草木に至るまで、皆天地の生むところのものである。明聖の君がこのような祥瑞を受けられるのはもつともであるが、不肖の私がどうしてこのような祥瑞を受けるに値するだろうか。これは自分を支えてくれる公卿・臣・連・伴造・国造らむらじが、それぞれ誠意を尽くして制度を遵奉してくれるからである。故に、公卿から百官つかさつかさにいたるまで、清く正しい心をもつて、神祇を敬ひ、皆でこの吉祥を受けて、天下をいよいよ榮えさせてほしい。四方の諸々の国郡は、天が委ね授けられたので、私がすべて統治している。今わが祖先の神のお治めになる長門国から祥瑞が届いた。故に、天下に大赦を行ない、白雉元年と改元する」と宣われた。

(11) 孝徳天皇の死

『日本書紀』の白雉四年(653年)条によれば、「是歳、太子奏請して、『冀はくは倭の京に遷らむ』と申す」とある。もちろん天皇が許すはずはない。新宮の難波宮は前年の白雉三年九月に完成したばかりである。倭に戻りたいとは尋常でない。しかし、中大兄皇子は母の皇極上皇や弟の大海人皇子だけでなく、公卿・大夫・百官をもひきつれて飛鳥に戻ってしまう。さらに信じがたいことに、孝徳天皇の皇后である間人皇女までが天皇を見捨てて中大兄皇子に従った。このとき、天皇は右のような歌を詠んでいる。この歌は自分を裏切った間人皇后を愛馬にたとえて詠んだ歌であろうが、直木孝次郎氏は次のように述べている。

かなき着け
わが飼ふ駒は
引き出せず
わが飼ふ駒を
人見つらむか
鉗をつけて私が飼っている馬は
厩から引き出さずに
大切に飼っていたのに
その私の大切な馬を
人が見たのだろうか

・・・しかし、この歌はただそれだけの意味だろうか。いったい、「見る」ということばは現在でも複雑な内容をもっているが、古代、とくに男女間にもちいるばあいは特殊な意味がある。つまり夫婦の契りをむすぶという意味である。国文学者の吉永登氏はこれに着眼して、歌の意味は、「だれよりも愛していたお前を他人が奪ってしまったのではないか。お前はわたくしを捨てて他の男のもとに走ったのではないか」と解釈した。

孝徳のいう「人」(他人、他の男)とはだれか。いうまでもなく中大兄である、と吉永氏は考える。中大兄皇子は叔父の孝徳天皇から皇后を奪ったのである。母を同じくする中大兄と間人皇后とのあいだでそのようなことはありえない、というのは現代人の常識にすぎない。はらちがいの兄妹(異母兄妹)の間の結婚は、敏達天皇と推古天皇とがそうであったように、堂々とおこなわれているのだから、同母兄妹間の結婚も古代ではありうることであろう。そう考えれば間人皇后が孝徳をすてて大和へはしった疑問はとける。わたくしは吉永氏の洞察にしたがいたいと思う。

もちろん同母の兄妹の結婚が古代でもタブーであったことは事実だ。允恭天皇の皇太子軽皇子が、同母妹の軽太郎女と結婚したために皇太子の地位をうしない、皇位につくことができなかった話は、たんなる伝説かもしれないが記紀に伝えられている。中大兄も間人皇后との結婚を表むきにはできなかった。かれがこののちも長く皇太子のままにいるのはそのためではないか、というのが吉永氏の解釈である。天皇になれば皇后をきめなければならないが、それができないのである。

その証拠に、中大兄が正式に即位するのは間人皇后がなくなってからではないか、と吉永氏は論ずる。なるほど、間人皇后が死ぬのは六六五年(天智称制四)、天智天皇の正式即位は六六八年(天智称制七)である。いわれてみると、なぜ中大兄は二十三年もの長いあいだ皇太子のままだったか、という古代史の疑問もとけるのである。
(直木孝次郎『古代国家の成立』中公文庫、2004、p.249)

孝徳天皇は翌年病に伏し、十月に失意のうちに亡くなり、十二月に大阪の磯長陵に埋葬された。天皇には一人息子がいた。阿倍内麻呂のむすめ小足媛を母として、舒明十二年(640年)に生まれている。孝徳天皇が亡くなったときには十五歳になっていた。悲劇の皇子有間皇子である。

7 律令国家への道

(1) 斉明天皇の即位

孝徳天皇が崩御された翌年(655年)正月三日、讓位していた皇極天皇が、かつて自分が政治を行っていた飛鳥板蓋宮あすかいたぶきのみやで再び即位された。同じ人物が再び即位することを重祚ちようそという。史上初の重祚である。皇極天皇と区別して斉明天皇さいめいという。皇太子であった中大兄皇子が即位せずはどうして皇極が重祚したのかよく分かっていない。しかし、これでちょうど十年前の乙巳いつしの変が起きた時の状態、つまり、母親の皇極(斉明)が天皇で息子の中大兄が皇太子の状態に戻ったわけである。斉明は何かやり残したことがあったのかもしれない。

(2) 興事を好む天皇

『日本書紀』の斉明元年(655年)条によれば、冬に飛鳥板蓋宮あすかいたぶきのみやが火災に遭い、天皇は飛鳥川原宮あすかかわはらのみやに遷れるが、翌年の656年には、夫の舒明天皇じゆめいの宮があった岡本おかもとに宮を建ててそこに遷られた。斉明天皇さいめいの岡本宮おかもとのみやを、舒明天皇じゆめいの飛鳥岡本宮あすかおかもとのみやと区別して後飛鳥岡本宮のちのあすかおかもとのみやという。これらは全て同じ場所に建てられていたことが発掘調査によって判明している。『日本書紀』は斉明天皇さいめいのことを「時に興事を好む」と表現している。興事こうじとは土木工事のことである。例えば、斉明二年(656年)には、「田身嶺たむのみね(桜井市の多武峰たふのみの、標高619m)の山頂に冠を被せたような垣を築き、頂上の二本の槻つぎの木のところには観たかどのが建てられて両槻宮ふたつぎのみやとも天宮あまみやとも呼ばれた」とある。田身嶺たむのみねは奈良県桜井市にある標高619mの多武峰たかどののことである。観たかどのについては道観どうかん(道教の寺院)とも高殿たかどのとも言われている。また、「香具山いそのかみやまの西から石上山いそのかみやまに至るまで水工みずたくみに溝を掘らせて、舟二百隻いそのかみやまに石上山いそのかみやまの石を積んで運び、宮の東の山に石垣を造らせた。渠を掘るのに延べ三万人、石垣を造るのに延べ七万人の人夫にんぶが駆り出された」とある。そのため、当時の人はこれを「狂心の渠たがれごころ みぞ」と言って非難した。この「狂心の渠たがれごころ みぞ」がどこを流れていたのかは明らかになっていない。石上山いそのかみやまというのは天理市にあるが、香具山いそのかみやまから石上山いそのかみやままで直線距離でおおよそ13kmもある。本当にそれだけの長さの運河が造れたのだろうか。非常に疑問である。天理市には布留川ふるがわが流れている。そして布留川ふるがわは大和川に合流する。これらの河川を利用すれば、飛鳥の宮の近くまでは石上山いそのかみやまの石は運べると思われる。飛鳥宮跡の東の丘陵きゅうりやうに「酒船石さかふねいし」という石造物があるが、平成四年(1992年)に、その丘陵地きゅうりやうちの北西斜面から石垣が発見された。使われている石材を調べてみると「天理砂岩」であることが判明した。また、平成十一年(1999年)には、飛鳥坐神社あすかにいますじんじやの東の土地から大溝の遺跡が発掘されており、斉明記の記述を裏づける考古学的史料が相次いで見つかった。

(3) 阿陪比羅夫の蝦夷征討

『日本書紀』によれば、孝徳天皇と斉明天皇の時代に、越後・東北・北海道の支配が精力的に進められている。まず孝徳天皇の大化三年(647年)に、淳足柵(新潟市沼垂)を設け、大化四年には磐船柵(村上市岩船)を設けた。柵とは蝦夷に対する防衛施設で、行政と軍事の機能を備えた機関である。そこで警備する兵士を柵戸といい、越と信濃の民をそれにあたらせた。その後、斉明天皇の時代に、越の国守阿陪臣比羅夫が蝦夷征討に遠征している。『日本書紀』には、斉明四年(658年)、斉明五年(659年)、斉明六年(660年)と三年連続して遠征の様子が描かれているが、その描き方が非常に似通っているために、一回の遠征を分散して記述したのではないかという意見もあるが、ここでは『日本書紀』の記載に従って三回の遠征をそのまま述べてみたい。まず、斉明四年(658年)四月、越の国守阿陪臣比羅夫が軍船百八十艘を率いて齶田(秋田)を攻めた。齶田と淳代(能代)の蝦夷は抗戦することなく服従した。齶田の首長恩荷は進み出て、「我らが弓矢をもっているのは戦うためではない。我らは肉食ゆえに弓矢を持っているのだ。官軍に対して弓矢を引けば、齶田湾の神が怒る。我らは誠意をもって帝に仕えるつもりだ」と語ったという。そこで恩荷には小乞上の冠位が授けられ、淳代と津軽の二郡の郡領に任命された。そして有間浜に渡嶋(北海道とも津軽地方とも言われている)の蝦夷を召し集めて饗応して帰還した。二回目は翌斉明五年(659年)三月である。比羅夫は軍船百八十艘を率いて遠征に出かける。そして、齶田(秋田)と淳代(能代)の蝦夷二百四十一人と、その捕虜三十一人、津軽の蝦夷百二十人とその捕虜四人、胆振鉏(北海道?)の蝦夷二十人を一箇所に集めて大いに饗応して物品を与えている。三回目は翌年(660年)三月のことである。比羅夫は軍船二百艘を率いて遠征を行なう。陸奥の蝦夷を船に乗せ、それを案内人にして大河の河口まで行く。そこには渡嶋の蝦夷が千余人、河岸に屯営していた。その中から二人の蝦夷が、「肅慎の軍船が押しかけて我らを殺そうとしています。お仕えますのでどうか助けて下さい」とお願いした。蝦夷は二人の蝦夷を船に召し寄せ、肅慎の隠れ場所と船の数を尋ねた。二人の蝦夷が隠れ場所と船の数を教えると、比羅夫は海浜に綵絹・武器・鉄などを積み上げておびき寄せたが成功せず、結局戦闘になり肅慎は敗れる。その際、肅慎は自らの手で妻子を殺したとある。比羅夫は肅慎人四十九人を捕まえ、熊二頭と熊の皮七十枚を持ち帰り朝廷に献上している。このように、『日本書紀』には日本海側の蝦夷征討の記事が見られるが、太平洋側の柵の設置や蝦夷征討の記事が全く見当たらない。しかし、斉明五年(659年)三月十七日条の中で、甘樞丘の東の川原に須弥山を造って、越と道奥の蝦夷を饗応し、越の国司と道奥の国司に対して位をそれぞれ二階与えたとある。このことから、太平洋側でも蝦夷征討は行われたと推察される。これを裏づけるように、近年仙台市で郡山遺跡が発見された。この遺跡は官衙(役所)の遺構であり、淳足柵や磐船柵のような城柵の跡とみなされている。

(4) 有間皇子謀反事件

齊明四年(658年)、孝徳天皇の遺児有間皇子が謀反の罪で処刑されるという事件が起きた。『日本書紀』によれば、齊明四年十一月三日、天皇と中大兄皇子が紀伊国の牟婁の湯に湯治に出かけている時に、留守官の蘇我赤兄(蘇我石川麻呂の弟)が有間皇子を訪ねた。赤兄は齊明天皇の重税政策と度重なる土木工事を非難して政権を批判した。有間皇子は実力者の赤兄が自分と同じ気持ちであることを知って喜び、「ついに兵を挙げる時が来た」と言ったという。五日、有間皇子は自ら赤兄の邸に行き、楼にのぼって謀反の密議を始めた。ところが、謀議中に夾膝(脇息だと考えられる)が折れたので、不吉の前兆だということで計画は中止された。しかし、その夜有間皇子は赤兄の遣わした物部朴井連鮪に捕らえられた。事件は早馬で牟婁の湯に滞在中の天皇のところに奏上された。九日、有間皇子は加担した守君大石・塩屋連鰯魚・坂合部連葉らと共に捕らえられ紀伊に護送された。有間皇子の平群の邸から牟婁温泉まで200kmほどの道のりである。護送ルートは明らかでないが、五條市から紀の川沿いに和歌山の海岸に出て、海岸沿いに藤白→磐代→牟婁の湯と進んだと思われる。

家があれば
筒に盛る飯を
草まくら
旅にしあれば
椎の葉に盛る

家にいるときは
器に盛って食べる飯を

今は旅の途中なので
椎の葉に盛って食べることだ

磐代の
浜松が枝を
引きむすび
真幸くあらば
また還り見む

磐代の浜松の枝を
結んで幸いを祈って行くが
もし無事であったなら
もう一度訪れたいものだ

牟婁の湯で有間皇子が中大兄皇子の前に引き出されると、中大兄皇子は自ら有間皇子に問われた。「何故謀反を図ったのか」と。すると、有間皇子は、「天と赤兄と知るのみ、吾はもはら知らず」と答えたという。そしてそのまま飛鳥に送り返されるのであるが、復路は牟婁の湯→磐代→藤白となる。皇子は道中に上の歌二首を詠んで遺している。そして、藤白坂において、十一月十一日、後から追いついてきた丹比小沢連国襲によって、有間皇子は絞首刑、塩屋連鰯魚と舎人の新田部連米麻呂は斬首に処せられ、守君大石と坂合部連葉は流罪となった。有間皇子は赤兄にそそのかされて謀反を企てたのか、それとも赤兄に裏切られたのか、あるいは、事件の首謀者は中大兄皇子で、赤兄は中大兄の指示で動いただけなのか、真相は分からない。

(5) 百濟滅亡

6世紀半ばまで、百濟と新羅は強国高句麗に対して助け合うこともしばしばあった。しかし、加耶地域をめぐる支配権争いからたびたび戦うようになり、554年の函山城(管山城)の戦いで新羅が百濟に勝利すると、新羅が加耶地域の支配を優勢に進め、562年には新羅は加耶地域を完全に支配した。新羅が加耶地域を掌握したことで、朝鮮半島は半島統一を目指して三国がしのぎを削る時代へと突入した。

581年に北朝北周の楊堅が隋を建国すると、百濟と高句麗がいち早く朝貢して冊封を受けている。さらに589年南朝の陳を討伐して隋が中国全土を統一すると、新羅も594年に冊封を受けた。高句麗が隋の侵攻を恐れて防備を進めると、隋はこれを責めて高句麗遠征を開始した。楊堅と煬帝の時代に、隋は高句麗を四回に渡って攻めるが、その遠征のために国民が疲弊し、やがて内乱によって滅亡する。

618年、李淵が皇帝位に就いて唐を建国すると、高句麗・百濟・新羅は相次いで朝貢し、それぞれ上柱国遼東郡公高句麗王、带方郡王百濟王、柱国楽浪郡王新羅王の称号が与えられた。高祖李淵は突厥などの北方民族の制圧を優先したので、朝鮮半島は唐からの圧力が弱まりしばらくの間は平和であった。しかし、太宗李世民が630年に東突厥を制圧すると、翌年、高句麗の栄留王に対して隋の時代の中国人戦没者の遺骨の返還を求めてきた。栄留王は唐のこの要求を侵略の前ぶれと感じ取り、扶余城から渤海湾に至る一千余里に及ぶ長城を16年の歳月を費やして築造した。635年に吐谷渾(青海省にあったチベット人の国)、640年に高昌国(新疆ウイグル自治区にあったウイグル人の国)が唐によって滅ぼされると、高句麗の栄留王は危機感を持ち、太子を朝貢させて融和政策をとろうとした。しかし、このとき唐の真意を見抜いた大対廬(最高官職)の泉蓋蘇文が、642年、強力な中央集権国家を作るために、栄留王をはじめ百八十余人の臣下を殺してクーデターを起こした。クーデターは成功し、泉蓋蘇文は栄留王の弟の太陽王の子臧に王位を授けて宝臧王とした。そして自らは莫離支となって軍事と政治の全権力を掌握した。

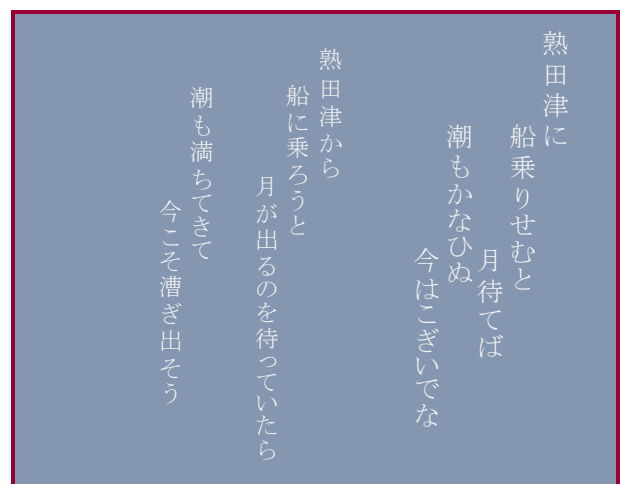
同じころ、百濟では、641年に義慈王が即位すると、翌年、高句麗と手を結び、新羅に侵攻し、旧加耶地域を占領した。新羅は高句麗に救援を求めるが、高句麗はすでに百濟と手を結んでいたもので、新羅は窮地に立たされた。高句麗と百濟の同盟によって孤立した新羅は、643年、唐に出兵の要請をした。唐の太宗は高句麗に対して新羅との和解を提案するが、高句麗はこれを拒否した。そこで645年、太宗は自ら水陸十余万の兵を率いて高句麗に出征した。さらに647年、648年と高句麗侵攻は続いたが、高句麗は三度に渡る唐の侵攻をしのいだ。この間、百濟が新羅の旧加耶地域を占領し、新羅の王都を脅かす勢いであった。そこで新羅の王族金春秋は唐に百濟征伐の軍の派遣を要請した。唐の太宗は援軍派遣を承諾するものの、649年に亡くなり、三代高宗が即位する。新羅は唐への忠誠を明確に示すために、唐の衣服

制を取り入れ、独自の年号も廃止して唐の年号を採用した。655年、新羅では金春秋が即位して武烈王となるが、同年、唐と結びつきを強めた新羅に対して、高句麗と百済が連合して新羅北境の三十三城を奪ってしまう。これに対して新羅は再び援軍要請をすると、唐の高宗は655年、658年、659年と高句麗の遼東北部を侵攻した。しかし、新羅は百済からも執拗な攻撃を受けていたので、百済征伐の軍の派遣も要請した。唐は新羅の要請を受け入れ、660年、水陸十三万の大軍を百済に派遣した。海側からは唐の水軍が白江(錦江)で百済軍を破って進軍し、東側からは新羅軍が黄山原で百済軍を破って進軍して、百済の王都泗泚城を陥落させた。百済の義慈王はいったん旧都の熊津城に逃れるが、すぐに太子らとともに投降する。唐は百済に熊津・馬韓・東明・金漣・徳安の五つの都督府を置き、中国式の州・県制を敷いて統治したが、州・県の役人は百済人を任命したために、百済滅亡直後から各地で百済復興の蜂起が起こった。

(6) 百済救援

『日本書紀』の斉明六年(660年)九月条によれば、百済の使者がやって来て、七月に新羅が唐軍の支援を得て百済を滅ぼし、君臣はほとんど捕まってしまったが、遺臣の恩率鬼室福信が任射岐山に陣取り、達率余自進が久麻怒利城(熊津城)で抵抗をしていることを知らせてきた。さらに十月には、その鬼室福信の使者が来て、百済救援軍の要請と、倭国に人質として遣わされていた百済王子の豊璋の送還を求めてきた。倭国にとって、百済を支援することは唐を敵に回すことを意味する。しかし、百済が滅亡してしまえば倭国も危うくなると見たのだろう。斉明天皇は百済救援を決断する。

斉明七年(661年)正月、斉明天皇は太子の中大兄皇子、その弟の大海人皇子、大海人皇子の妃の大田皇女と鷗野皇女姉妹らを伴って難波を出港して瀬戸内海を筑紫に向かった。大海人皇子の妃の大田皇女も鷗野皇女(後の持統天皇)も中大兄皇子の娘である。つまり、大海人皇子は兄中大兄皇子の娘たちを妃にしたのである。また、初めに大海人皇子の妃になり、後で中大兄皇子の妃となった額田女王もこの船に乗っていた。途中、熟田津(愛媛県松山市)の石湯行宮(道後温泉)に宿泊し、熟田津を離れる時に、額田女王は右の歌を詠んでいる。船は三月二十五日に筑紫の



なのおおつ(福岡市博多)に到着した。最初、港に近い磐瀬行宮(長津宮)で滞在していたが、五月に南の朝倉(福岡県朝倉市)に朝倉 橘 広庭宮を造り、そこへ居を遷した。しかし、この宮は神社の樹を切って造ったためか、不吉なことが起こり、大舎人や近習に病気で亡くなるものが相次いだ。そして七月二十四日、とうとう斉明天皇自身が亡くなってしまった。八月一日、中大兄皇子は天皇の喪をつとめ、本営を長津宮に遷して軍政を執った。中大兄皇子は即位せず、皇太子のままで政治を執った。皇太子が即位式を延ばして政治を行なうことを「称制」という。斉明天皇が崩御した翌年は天智称制元年ということになる。中大兄皇子はすぐに百済救援軍の準備を進め、同月、前軍将軍に阿曇比羅夫連・河辺百枝臣、後軍将軍に阿倍引田比羅夫・物部連熊・守君大石らを任命して百済救援軍を派遣した。九月には、百済王子の豊璋に織冠を授け、さらに多臣蔣敷の妹を娶わせ、狭井連檳榔・秦造田来津らに兵五千余つけて百済に衛送させた。中大兄皇子は、前年の十月に、鬼室福信から受けていた百済救援軍の派遣と王子の豊璋の送還の要請を果たすと、斉明天皇の亡骸を大和に運び、十一月に飛鳥の川原にて殯の儀式を行なった。年が明けて、天智称制元年(662年)正月、中大兄皇子は百済の福信に矢十万隻、糸五百斤、綿一千斤、布一千端、なめし皮一千張、稲種三千石などの軍需物資を送り、百済軍を支援している。百済では、662年十二月、豊璋・福信らは錦江下流の周留城から錦江をこえて南約30kmの避城へ移動している。避城は水田が広がり食糧に困らないところにあるというのが理由だったらしい。秦造田来津らが天然の要塞である周留城に留まるように反対したが聞き入れられなかったようである。しかし、新羅が慶尚南道や全羅北道から避城に攻めてきたために、663年二月には豊璋らは再び周留城に逃げなければならなくなった。百済軍は窮地に立たされるが、三月になると倭国が百済救援第二軍として二万七千の兵を派遣した。七月、唐と新羅の連合軍が水陸二軍に分かれて周留城めざして出発した。八月十七日、唐と新羅の連合軍は周留城を包囲した。唐の將軍劉仁軌率いる水軍が白江の河口に陣をしいた。八月二十七日、廬原君の率いる倭の水軍がそこに到着した。この日、倭軍は待ち構えていた唐の水軍に敗退した。翌日、倭の水軍は捨身の突撃を敢行するが、唐の左右からの挟撃に倭軍は統率力を失い大敗を喫した。この、八月二十七と二十八日両日の白江での戦いを白村江の戦いという。百済復興軍の拠点周留城はおち、百済王子豊璋は高句麗に逃れ去り、ここに百済は完全に滅亡した。倭軍は倭に亡命を希望する百済人を連れて日本に帰還した。こうして斉明天皇と中大兄皇子らの企て、つまり、百済を復興させ倭の従属国としようとする計画は潰えた。

<<< 参考図書 >>>

- 「元興寺伽藍縁起」 桜井徳太郎校注（日本思想体系 20 『寺社縁起』 1975年発行 岩波書店）
- 『聖徳太子集』 家永三郎 藤枝晃 早島鏡正 築島裕校注（日本思想体系 2 1975年発行 岩波書店）
- 『日本古典の研究(下)』 津田左右吉著（1963年発行 岩波書店）
- 『津田左右吉全集 第三巻』 津田左右吉著（1963年発行 岩波書店）
- 『日本古代思想史の研究』 井上光貞著（1982年発行 岩波書店）
- 『神話から歴史へ 日本の歴史1』 井上光貞著（2005年改版発行 中公文庫）
- 『万葉－文学と歴史のあいだ』 吉永登著（1967年発行 創元社）
- 『古代国家はいつ成立したか』 都出比呂志著（2011年発行 岩波新書）
- 『飛鳥－歴史と風土を歩く－』 和田萃著（2003年発行 岩波新書）
- 『法隆寺を歩く』 上原和著（2009年発行 岩波新書）
- 『法隆寺の謎を解く』 武澤秀一著（2006年発行 ちくま新書）
- 『法隆寺を支えた木』 西岡常一 小原二郎著（2019年改版発行 NHKBOOKS）
- 『飛鳥の都 シリーズ日本古代史③』 吉川真司著（2012年発行 岩波新書）
- 「太子と推古女帝」 井上薫著（『季刊明日香風』 6. 1983年 飛鳥保存財団）
- 『上宮聖徳法王帝説』 東野治之校註（2013年発行 岩波文庫）
- 『聖徳太子』 東野治之著（2017年発行 岩波ジュニア新書）
- 『中国史書入門 現代語訳 隋書』 中林史朗・山口謠司監修（2017年発行 勉誠出版）
- 『現代語訳 魏志倭人伝』 松尾光著（2014年発行 新人物文庫）
- 『蘇我大臣家 日本史リブレット人003』 佐藤長門著（2016年発行 山川出版社）
- 『古代の日本と加耶 日本史ブックレット70』 田中俊明著（2009年発行 山川出版社）
- 『朝鮮の歴史』 田中俊明著（2008年発行 昭和堂）
- 『東アジアに開かれた古代王宮 難波宮』 積山洋著（シリーズ「遺跡を学ぶ 095」2014年発行 新泉社）
- 『古代朝鮮』 井上秀雄著（2004年発行 講談社学術文庫）
- 『朝鮮史』 武田幸男著（2000年発行 山川出版社）
- 『飛鳥と古代国家 日本古代の歴史2』 篠川賢著（2013年発行 吉川弘文館）
- 『大王と地方豪族 日本史リブレット5』 篠川賢著（2001年発行 山川出版社）
- 『大和の豪族と渡来人 歴史文化ライブラリー144』 加藤謙吉著（2002年発行 吉川弘文館）
- 『謎の豪族 蘇我氏』 水谷千秋著（2006年発行 文春新書）
- 『古代豪族と大王の謎』 水谷千秋著（2019年発行 宝島社新書）
- 『蘇我氏－古代豪族の興亡』 倉本一宏著（2015年発行 中公新書）
- 『戦争の古代日本史』 倉本一宏著（2017年発行 講談社現代新書）

『蘇我氏の古代史』 武光誠著(2008年発行 平凡社新書)
『日本の誕生』 吉田孝著(1997年発行) 岩波新書)
『飛鳥・奈良時代』 吉田孝著(1999年発行 岩波ジュニア新書)
『聖徳太子 法華義疏(抄) 十七条憲法』 瀧藤尊教 田村晃祐 早島鏡正訳(2017年再版 中公クラシックス)
『聖徳太子』 石井公成著(2016年発行 春秋社)
『聖徳太子 日本史リブレット人004』 大平聡著(2014年発行 山川出版社)
『聖徳太子』 坂本太郎著(人物叢書シリーズ 1985年発行 吉川弘文館)
『〈聖徳太子〉の誕生 歴史文化ライブラリー65』 大山誠一著(1999年発行 吉川弘文館)
『聖徳太子』 吉村武彦(2002年発行 岩波新書)
『ヤマト王権 シリーズ日本古代史②』 吉村武彦著(2010年発行 岩波新書)
『蘇我氏の古代』 吉村武彦著(2015年発行 岩波新書)
『新版 古代天皇の誕生』 吉村武彦著(2019年発行 角川ソフィア文庫)
『日本の古代国家』 石母田正著(2017年発行 岩波文庫)
『古代大和朝廷』 宮崎市定著(1995年発行 ちくま学芸文庫)
『古代史の迷路を歩く』 黒岩重吾著(1986年発行 中公文庫)
『「日出づる処の天子」は謀略か』 黒岩重吾著(2000年発行 集英社新書)
『古代史への旅』 黒岩重吾著(2014年発行 講談社文庫)
『大学の日本史 ①古代』 佐藤信編(2016年発行 山川出版)
『古代史講義【戦乱編】』 佐藤信編(2019年発行 ちくま新書)
『古代史講義 一 邪馬台国から平安時代まで』 佐藤信編(2018年発行 ちくま新書)
『古代国家の成立 日本の歴史2』 直木孝次郎著(2004年改版発行 中公文庫)
『日本古代の氏族と天皇』 直木孝次郎著(昭和42年第三版発行 塙書房)
『大王から天皇へ 日本の歴史03』 熊谷公男著(2008年発行 講談社学術文庫)
「ヤマト王権の列島支配」館野和巳著 『日本史講座』 歴史研究会・日本史研究会編(2004年発行 東京大学出版会)
『「大化改新」史論 上巻』 門脇禎二著(1991年発行 思文閣出版)
『「大化改新」史論 下巻』 門脇禎二著(1991年発行 思文閣出版)
『現代語訳 藤氏家伝』 沖森卓也 佐藤信 矢嶋泉訳(2019年発行 ちくま学芸文庫)
『藤原鎌足』 田村圓澄著(1966年発行 はなわ新書)
『全現代語訳 日本書紀(上)』 宇治谷孟著(1988年発行 講談社学術文庫)
『全現代語訳 日本書紀(下)』 宇治谷孟著(1988年発行 講談社学術文庫)
『日本書紀(四)』 坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋校注(1995年発行 岩波文庫)
『日本書紀(五)』 坂本太郎 家永三郎 井上光貞 大野晋校注(1995年発行 岩波文庫)

『古事記(下) 全訳注』 次田真幸著(1984年発行 講談社学術文庫)

『詳説 日本史研究 改訂版』 佐藤信・五味文彦・高埜利彦 鳥海靖編(2008年発行 山川出版社)

「遣隋使の見た隋の風景:「開皇20年の遣隋使」の理解をめぐって」 氣賀澤保規 『日文研叢書』
42巻, 2008. 12, pp.347-364. <http://doi.org/10.15055/00005206>, (参照 2020年12月24日)

「飛鳥と方格地割」 岸敏男 『史林』 53巻, 4号, 1970. 01, pp.447-487.

<http://hdl.handle.net/2433/237988>, (参照 2020年12月28日)

「日本古代の王・王妃称号と「大王・大后」」 吉村武彦 『明治大学人文科学研究所紀要 第7
5冊 pp.175-194 <http://hdl.handle.net/10291/16806>, (参照 2022年2月15日)

「法隆寺五重塔心柱伐採年の意義」 大橋一章 『早稲田大学大学院文学研究科紀要 第3
分冊 pp.89-104 <http://hdl.handle.net/2065/8530>, (参照 2022年7月1日)